

# 令和5年度事業報告書

自 令和5年4月1日

至 令和6年3月31日

我が国の令和5年度の経済情勢は、社会経済活動の正常化が進む中、物価高の克服と持続可能な成長経路への移行を目指し、新しい資本主義の下で社会的課題の解決に取り組むことに重点を置いた政府の政策により、個人消費の拡大やインバウンド需要の回復などに支えられ、景気回復基調を維持している。

一方で、1月1日に発生した令和6年能登半島地震は地域に甚大な被害をもたらし、未だ被災地の国民生活及び経済活動に多大なる影響を及ぼしている。全国社会保険労務士会連合会（以下「連合会」という。）では、「大規模自然災害等対策本部」を設置し、被災地の支援について、地域の要請を踏まえ、必要とされる対応を鋭意実施しているところである。

令和5年度においては、第9次社会保険労務士法改正について、国会での上程に向けて取組みを加速してきたところである。

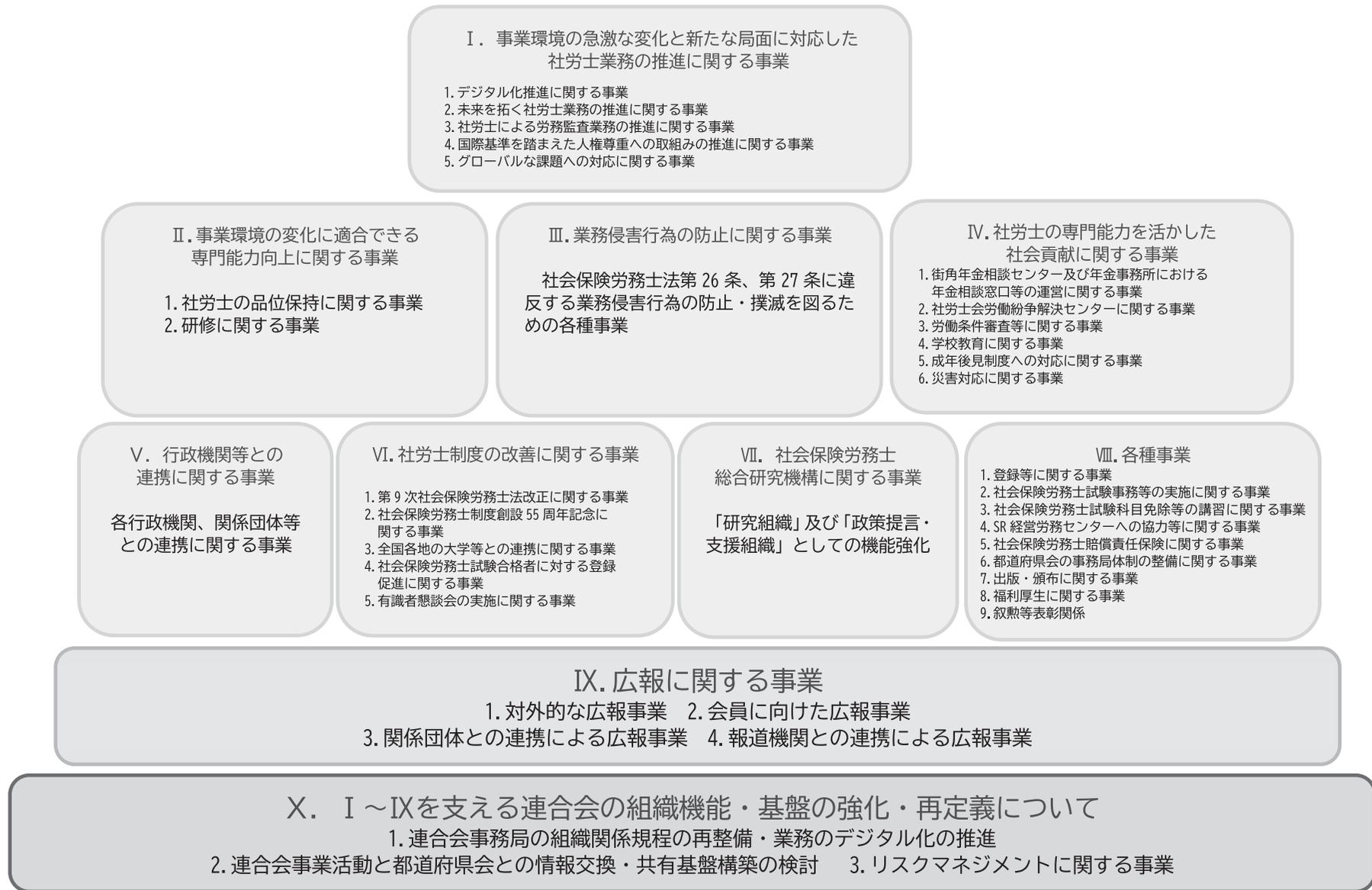
近年、「働き方改革」の着実な進展、「ビジネスと人権」についての国際的な関心の高まり、「DX」の急速な普及など、社労士を取り巻く環境は急激な変化を見せている。これに伴い、社会保険労務士（以下「社労士」という。）に対する社会的なニーズと期待が大きく高まっており、依頼される業務もますます拡大し高度化する中で、社労士が果たすべき「職責」が、一層の重みをもってきているといえる。

こうした状況において、今こそ、社労士の「使命」について明示していくことが極めて重要であるという認識のもと、全国社会保険労務士政治連盟の協力を得て、使命規定の新設をはじめ、労務監査に関する業務の明確化、裁判所における補佐人規定の整備等を含めた第9次社会保険労務士法改正を成就すべく、あらゆる活動を展開したところである。

同時に、社労士制度創設55周年という節目において、改めて社労士制度の原点に立ち返り、社労士業務を通じて「人を大切にする企業」づくりを支援し、「人を大切にする社会」の実現を目指していくというコーポレートメッセージを掲げて、事業環境の急激な変化を捉え、社労士が事業主・労働者をはじめ国民が抱える様々な課題に的確に対応するために必要な施策を講じるとともに、新たな局面に対応した社労士の業務の推進を図るべく、都道府県社会保険労務士会（以下「都道府県会」という。）の協力を得て、事業計画に掲げた以下の事業を遂行した。

- I. 事業環境の急激な変化と新たな局面に対応した社労士業務の推進に関する事業
- II. 事業環境の変化に適合できる専門能力向上に関する事業
- III. 業務侵害行為の防止に関する事業
- IV. 社労士の専門能力を活かした社会貢献に関する事業
- V. 行政機関等との連携に関する事業
- VI. 社労士制度の改善に関する事業
- VII. 社会保険労務士総合研究機構に関する事業
- VIII. 各種事業
- IX. 広報に関する事業
- X. I～IXを支える連合会の組織機能・基盤の強化・再定義について

## 令和5年度事業計画の全体像・関連図



## I. 事業環境の急激な変化と新たな局面に対応した社労士業務の推進に関する事業

### 1. デジタル化推進に関する事業

- (1) 令和6年10月の「国家資格等情報連携・活用システム」の運用開始に備えるべく、連合会及び都道府県会の業務最適化を見据えた準備を進め、デジタル庁と調整のうえ当該システムに登録する社労士名簿情報の項目等の精査を行い、当該システム構築を推進した。
- (2) 連合会個人情報保護委員会及び独立行政法人情報処理推進機構（以下「IPA」という。）の協力のもと、IT-BCPの重要性をまとめたレジュームを作成し、全国の社労士事務所に注意喚起を行い、令和6年度に実施される研修への道筋をつけた。また、国民が安心して使えるクラウドサービスのセーフティーネット構築の早期実現を経済産業省に要請した。併せて、当該IT-BCPの実践の一環として位置づけられるSRPⅡ認証制度の普及・啓発を行い、その結果3月末における認証事務所数は昨年比123事務所増の2,189事務所となり、デジタル社会を支える専門士業であるというブランド価値を高めた。
- (3) 厚生労働省及びデジタル庁等との定期協議において、電子申請の普及・改善のための具体的かつ積極的な提言等を行い、44件の回答を得て、多くの改善が図られた。
- (4) 社会保険システム連絡協議会と人的資本標準コード化検討会議において協議を重ね、法定三帳簿を活用した人的資本に関するレポートが出力できるシステムの開発を同協議会に提案したところ、同協議会において具体的なシステム構築のフェーズに進んでいるところである。
- (5) デジタル推進本部を中心に以下の活動を行った。
  - ① 全国から電子申請のユーザビリティに関する要望・意見を収集し厚生労働省及びデジタル庁等との定期協議の基礎資料とした。
  - ② SRPⅡ認証取得促進に関する都道府県会の活動状況及び新規入会者研修用説明ツールの共有を行い、全国的な取得促進の機運を醸成した。
- (6) デジタル推進及び情報セキュリティ対策に関する活動を行ったところ、当該セキュリティ対策等にかかる更なる意識向上が図られた。なお、それぞれの取組みの具体的状況については次のとおり。
  - ① 3月末における電子証明書所持者数は16,985人（開業・法人の社員会員数の59.7%）となった。
  - ② 会員用ヘルプデスクを設置し、519件の照会に対応した。
  - ③ SRPⅡ認証事務所（訓練対象者4,266人）に標的型メール訓練を2回実施した。
  - ④ IPAの協力による都道府県会実施の情報セキュリティ研修への講師派遣（19都道府県会、延べ1,342人の参加）を行った。また、サイバー攻撃対策を含んだサイバーセキュリティに関する注意喚起について、都道府県会を通じ2回行った。

## 2. 未来を拓く社労士業務の推進に関する事業

- (1) 未来を起点とした社労士の役割等について取りまとめた「社労士未来戦略シナリオ2030」報告書について、会員専用ページにて全会員に周知するとともに、新体制構築時に連合会専門委員会等の構成員たる正副会長、常任理事及び理事に向けた説明を行う等のプロセスを経て、事業活動への反映を図っていくこととした。
- (2) 人的資本を原動力とした組織開発について、社会保険労務士総合研究機構と連携し、厚生労働省設置「新しい時代の働き方に関する研究会」及び「労働基準関係法制研究会」等から情報収集するとともに、社会保険労務士総合研究機構に「新しい時代における労使コミュニケーションの活性化研究プロジェクト」を新たに設置し、労働力人口の減少、デジタル化の進展及び働くニーズの複雑化・多様化を踏まえた社労士による労使コミュニケーションの活性化に向けた支援について検討した。
- (3) 治療と仕事の両立支援について、労働局主導「地域両立支援推進チーム」への参画及び大学病院への相談窓口の設置等、都道府県会における取組みが多様である状況を把握した。また、厚生労働省作成「治療と仕事の両立支援ナビ」及び「治療と仕事の両立支援ハンドブック」（10月11日公開）に「相談対応可能な支援機関」として都道府県会を掲載する等、様々な機関における既存の取組みを活かした連携を推進した。
- (4) いわゆる「2024年問題」について、社労士が適切に支援することができるよう、施行前後の状況を踏まえた医師、建設、運送の3分野に特化した研修動画を作成し、社労士研修システム講座（eラーニング）にて配信を開始した。
- (5) 今後の未来を見据えた社労士業務として、生成AI等の活用を前提とした社労士業務の構築及びAIを活用した新たな社労士業務の展望等に関して、プロジェクトを設置し検討した。

### 3. 社労士による労務監査業務の推進に関する事業

- (1) 連合会が進める経営労務監査の実施にあたり、既に社労士が行っている労務監査につながる業務を整理するとともに、必要な要件・定義・組織等について検討を行った。
- (2) 労務監査業務の事業モデルのひとつとして、公益財団法人児童育成協会から「令和5年度企業主導型保育施設への労務監査事業」を受託し、都道府県会の協力を得て、500施設に労務監査を行った。
- (3) 社労士診断認証制度において、関係法令の改正及び社会情勢の変化に対応するために、「経営労務診断基準」及び「経営労務診断基準資料集」の内容の一部改正を行った。また、経営労務診断において「適合」の認証を取得した事業所に対する継続的な相談指導につなげるための「経営労務診断プラスアルファ」についても、内容の一部改正するとともに活用促進を行った。
- (4) 社労士診断認証制度の認証を新たに受けた998の事業所に対して、認定証を送付し、掲示いただく等により、認証企業のブランド価値向上に寄与した。
- (5) 一般社団法人日本損害保険代理業協会に対し、傘下の企業さらにはその取引先企業において、社労士診断認証制度を活用した労働環境の整備と業務基盤の確立が促進されるよう、セミナーを開催するなど周知広報を行った。

#### 4. 国際基準を踏まえた人権尊重への取組みの推進に関する事業

(1) 「ビジネスと人権」を通じた人権尊重社会への貢献、社労士への「ビジネスと人権」に関する支援等の施策を進めるべく、「ビジネスと人権」に関する能力の形成・向上・構築を図るため、以下の内容を企画・立案し、活動を行った。

特に、「ビジネスと人権」に精通する社労士の養成を急務とし、ILO駐日事務所からの技術支援を受け、「ビジネスと人権」と社労士の役割研修（上級編）対面セッションまで全て修了した社労士を「ビジネスと人権」BHR（Business and Human Rights）推進社労士とし、本年度末までに194名養成し、希望者を掲載した「ビジネスと人権」推進社労士リストを公表した。

日程	内容
4月3日、4日	連合会主催第2回「ビジネスと人権」と社労士の役割研修（上級編）対面セッションの開催
5月18日、6月2日、6日	第1回「ビジネスと人権」ファシリテーター養成研修の開催
10月16日、17日	北海道・東北地域協議会主催「ビジネスと人権」と社労士の役割研修（上級編）対面セッションの開催
11月9日、10日	九州・沖縄地域協議会主催「ビジネスと人権」と社労士の役割研修（上級編）対面セッションの開催
11月17日、18日	中国・四国地域協議会主催「ビジネスと人権」と社労士の役割研修（上級編）対面セッションの開催
11月30日、12月1日	関東・甲信越地域協議会主催「ビジネスと人権」と社労士の役割研修（上級編）対面セッションの開催
12月1日、2日	中部地域協議会主催「ビジネスと人権」と社労士の役割研修（上級編）対面セッションの開催
12月12日、13日	近畿地域協議会主催「ビジネスと人権」と社労士の役割研修（上級編）対面セッションの開催
12月	ILO専門家へのインタビュー 記事掲載（『月刊社労士』12月号） 「ビジネスと人権」推進社労士リストの公表
1月16日	「ビジネスと人権」マスタートレーナー研修
1月18日、24日、30日	第2回「ビジネスと人権」ファシリテーター養成研修
2月8日、9日	埼玉県社会保険労務士会主催「ビジネスと人権」と社労士の役割研修（上級編）対面セッションの開催
2月16日、17日	福岡県社会保険労務士会主催「ビジネスと人権」と社労士の役割研修（上級編）対面セッションの開催
2月21日、22日	千葉県社会保険労務士会主催「ビジネスと人権」と社労士の役割研修（上級編）対面セッションの開催
3月25日	一般社団法人電子情報技術産業協会（JEITA）責任ある企業行動推進セミナーへの登壇

(2) 連合会人権方針の「4. 教育・研修」に基づき、連合会事務局での業務遂行上発生し得る人権侵害のリスクを洗い出し、その対策の講じるため、事務局職員向けにBHR研修を実施した。

## 5. グローバルな課題への対応に関する事業

(1) 外国人材受入れ支援に関して、当該分野における対応を、次のとおり行った。

- ① 独立行政法人日本貿易振興機構（以下「JETRO」という。）から「高度外国人材スペシャリスト業務」を受託し、高度外国人材に関心を持つ中小企業等への書面相談・オンライン講演を実施するとともに、高度外国人材にかかる相談対応を行うJETRO職員等への助言等の相談対応を複数回にわたり行った。
- ② 政策動向の情報収集を行い、会員に向けた動画教材として「外国人労働者の労務管理のポイント」及び「技能実習制度の見直しと今後の課題」の2本を作成し、3月27日に社労士研修システム講座（eラーニング）にて配信した。

(2) インドネシア共和国（以下「インドネシア」という。）及びベトナム社会主義共和国（以下「ベトナム」という。）における社会保障制度の適用拡大等への支援として、厚生労働省、独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）、その他関係各機関の協力を得て、以下の活動を行った。

- ① JICAによるインドネシアにおける社会保障制度強化プロジェクトへの支援として、社労士制度実施プロジェクトに関する調査及びインドネシア政府幹部等を対象とするオンライン会議の対応並びにJICAから「インドネシア社労士制度実施能力向上プロジェクト」を受託するなどの対応を行った。

日程・場所	内容
5月16日オンライン 6月23日オンライン	社労士制度実施プロジェクトについてインドネシア政府機関との会議
8月3日～9日 東京	【委託事業：2023年度 JICA国別研修インドネシア社労士制度実施能力向上プロジェクト】 講義：適用徴収に果たす社労士の役割、自主運営に向けての日本の組織運営 等 視察：社労士事務所、関与先事業所 等
1月31日～2月8日 インドネシア	JICAインドネシア短期専門家派遣
3月6日オンライン	JICA・インドネシア労働省PES職員向け研修への登壇

- ② インドネシアの大統領直属である国家開発企画庁（BAPPENAS）からの要請に基づき、9月28日に、社会保険等の適用及び保険料徴収並びに高齢化社会に果たす社労士の役割等について、来日した同機関スハルソ・モノアルファ国家開発企画大臣及び幹部に対し講義等を行った。
- ③ インドネシアの健康保険実施機関であるBPJS健康からの要請に基づき、2月16日に、社会保険等の適用及び保険料徴収に果たす社労士の役割等について、来日した同機関幹部に対し講義等を行った。

- ④ ベトナム社会保障（VSS：Viet Nam Social Security）からの要請に基づき、4月16日に、ベトナムにおける社会保険等の適用拡大と保険料徴収率の向上へ等について、来日した局長をはじめとした訪問団に対し、講義と意見交換を行った。
- (3) ILOとの協力覚書（MOC：Memorandum Of Cooperation）等により、以下の対応を行った。
- ① ILO駐日事務所から招待され、4月25日に開催されたILO駐日事務所創設100周年記念式典に出席し、ジルベール・F・ウングボILO事務局長らと意見交換を行った。
- ② ILO駐日事務所からの登壇依頼を受け、9月18日にインドネシア・ジャカルタで開催されたILO・経済産業省共催「アジアにおける責任あるビジネス、人権、そしてディーセント・ワーク～人権と包摂的な成長の相乗効果を活かして～」と題するパネルディスカッションに登壇した。
- (4) 準会員として加盟している国際社会保障協会「ISSA」において定期的に配信されている情報サービスを通じ、年金、医療、介護等の社会保障分野にかかる情報共有を図るとともに、詳細な情報が入手可能となる「My ISSA」の登録勧奨を継続的に行った。
- (5) 世界労働専門家協会等の国際関係機関及び構成国との継続的な関係構築に向けて、以下の対応を行った。
- ① 5月25日に韓国公認労務士会主催「韓国労働法制定70周年記念イベント」に出席し、「労働紛争解決手続きでの労働専門家の役割」「パンデミック前後のスマートワークの国家別事例研究」について登壇し、4年ぶりに対面で世界労働専門家協会の会合に参加した。
- ② 6月28日から7月2日にイタリア労働専門家協会主催「労働フェスティバル」に出席するにあたり、「新型コロナウイルス・パンデミックにおけるスマートワークに関する各国の対応」をテーマとしたレポートを事前提出した。また、同テーマ及び日本の社労士制度に関するプレゼンテーションを行い、世界労働専門家協会の会合において、同協会における活動等について意見交換を行う等の対応を行った。
- (6) 厚生労働省及び国連の依頼に基づいて、以下の対応を行った。
- ① 厚生労働省設置「国内の労働分野における政策手段を用いた国際課題への対応に関する検討会」からの要請を受け、ヒアリングに出席し、社労士制度、国際事業及び人権尊重の取組みについて説明を行った。その結果、12月13日に公開された同検討会報告書には、国際協力の観点において社労士制度が各国における労働社会保障制度の適用拡大や運用支援に資するものとし、さらには人権尊重の取組みにおける可能性についても記載された。
- ② 国連アジア太平洋経済社会委員会及びマレーシア従業員積立基金共催「第4次産業革命の文脈における高齢者の教育・訓練機会の拡大に関する全国ワークショップ」からの登壇依頼を受け、「高齢化における労働・雇用に関する課題と機会」等をテーマとするパネルディスカッションに登壇した。

## II. 事業環境の変化に適合できる専門能力向上に関する事業

### 1. 社労士の品位保持に関する事業

- (1) 社労士の職業倫理に関する最新の諸課題の周知を図ることを目的に、『月刊社労士』1月号及び新規入会者に初めて送付する『月刊社労士』に、倫理研修テキスト別冊「社労士に求められる職業倫理～令和5年度～」を同封し、倫理研修と併せて意識向上に寄与した。
- (2) 不適切な情報発信に関する検索システムを運用し、連合会で不適切な情報発信を行っている社労士のホームページ等の情報を把握し、都道府県会と情報連携を図り、指導による改善を推進した。
- (3) 都道府県会が会員に対する苦情の受付状況を連合会に報告する際の事務負担を軽減するとともに、全国の苦情受付状況を都道府県会が効率的に共有するため、クラウドを活用した苦情処理報告システム稼働に向けて、苦情処理相談窓口運営要領の改訂等を行った。
- (4) 雇用関係助成金の不正受給に関して、社労士の関与を防ぐために、『月刊社労士』等を通して注意喚起を行った。

### 2. 研修に関する事業

- (1) 社労士の使命を果たすための業務能力の涵養と専門性の能力担保のため、以下の活動を行った。  
いつでも、どこでも、何度でも受講し、資質の向上に努められるよう社労士研修システムを活用して、令和5年度において新たに以下のeラーニング研修を配信し、受講機会の更なる拡大を推進した。

研修名	配信開始日	受講者数（人）
成年後見の基礎と実務	4月27日	747
社労士会労働紛争解決センター研修	8月18日	414
論文の書き方	8月25日	670
医師の働き方改革について	9月26日	434
「年収の壁・支援強化パッケージ」について	12月7日	1143
「労働条件明示」のルールが変わります	2月13日	239
「2024年施行迫る～時間外労働の上限規制適用猶予事業、業務における働き方改革（医師編）」	3月15日	164
「2024年施行迫る～時間外労働の上限規制適用猶予事業、業務における働き方改革（建設編）」	3月15日	293
「2024年施行迫る～時間外労働の上限規制適用猶予事業、業務における働き方改革（運送編）」	3月15日	243

(2) 令和5年度に連合会及び地域協議会で行われた研修は次のとおり。なお、会員の受講機会の拡大及び平準化を目的として、各地域協議会協力のもとで提供された研修コンテンツの共有化を図った。

① 倫理研修

会員の受講機会の拡大及び研修実施の利便性を考慮し、全国統一の内容によるeラーニング研修を実施した。また、倫理研修テキスト及び倫理研修テキスト別冊を作成し、受講対象者及び都道府県会に提供した。なお、倫理研修テキスト別冊については、全ての新規入会者に対し、入会后最初に送付する『月刊社労士』に同封してその徹底を図った。

② 医療労務コンサルタント研修

医療業界における業務領域の拡大を図るため、都道府県会において医療労務コンサルタント研修を実施し、221人が修了した。

③ 介護事業労務管理研修

介護業界における業務領域の拡大を図るため、介護事業労務管理研修地域研修を都道府県会において実施し、78人が受講した。

④ 都道府県会等が行う研修に対する協力

新規入会者研修用の教材として新規入会者研修用資料（3,500部）、社会保険・労働保険手続便覧（3,500部）、開業準備研修用の教材として事務所開設と運営マニュアル（3,200部）を提供した。また、その他の研修についても必要な教材及び補助資料を提供した。

⑤ 地域協議会の研修

労務管理研修等

地域区分	実施日	研修事項	受講者数（人）
北海道・東北	9月22日	東北北部3県労務管理研修会 「労働者の気になる発言と労務トラブルの初動対応」	201
	11月1日	3号業務研修会 「建設業の労務管理について」	125
	11月2日	3号業務研修会 「社会保険労務士が知っておきたい最新の労務課題 ～定年後再雇用者の処遇、2024年問題～」	125
	11月20日	労務管理研修会 「建設業の労務管理について」	447
	11月22日	東北南部3県労務管理研修会 「運送業における2024年問題について」	145
関東・甲信越	3月8日	関東甲信越地域協議会 労務管理地方研修会 基調講演：雇用政策は企業経営にどう影響するのか 会員発表①：建設事業者向け労働条件審査の茨城県との取り組み 会員発表②：知っておくべき「医師の労働時間」に関する裁判所の考え方	442
中部	10月26日	中部地域協議会 労務管理研修会 シニア人材の戦力化と人事管理 ～シニア人材を活かす人事管理とその基礎理論～	840
	2月16日	中部地域協議会 東海4県特別研修会 ジョブ型雇用と労働市場改革	542
	3月1日	中部地域協議会 北陸3県特別研修会 「地方における労働紛争のリアル」 ～就業規則をはじめとする社会保険労務士が作った書類は交渉・裁判でどう扱われているか!?～	1,217
近畿	2月19日	労務管理研修会 第1部 現代型の労務トラブルの予防と対応 第2部 働き方の未来—政策と実務の方向性	177

地域区分	実施日	研修事項	受講者数（人）
中国・四国	3月15日、16日	令和5年度 中国・四国地域協議会 社会保険労務士研修会 イチからわかる 賃金講座	130
九州・沖縄	9月22日	令和5年度 第49回九州・沖縄地域協議会 社会保険労務士研修 「経営労務診断」の活用と企業価値の向上～「経営労務監査」を目ざして～	195
	11月17日	令和5年度 第50回九州・沖縄地域協議会 社会保険労務士研修 社労士診断認証制度と経営労務診断の実践 ～社労士が知っておきたい株式上場の概要・手順と労務面での対応について～	180
	2月2日	令和5年度 第51回九州・沖縄地域協議会 社会保険労務士研修 M&Aにおける労務デューデリジェンス	130
	2月28日	令和5年度 第52回九州・沖縄地域協議会 社会保険労務士研修 ・基調講演「強いチームを作るチームマネジメント」 （BPRフェスティバル BUSINESS PROCESS RE-ENGINEERING ～電子化による、これからの業務改革～同時開催）	280

セミナー等

近畿	11月10日 録画配信期間 (11月16日～11月30日)	近畿地域協議会主催セミナー 企業の発展を支援する～心理学からのアプローチ～	413
----	-------------------------------------	--	-----

(3) 研修規則に基づき、研修の種類別に都道府県会等が行う研修の項目、講義時間及び実施方法等を具体的に定めた令和6年度研修計画を策定するとともに、単位制の導入を見据えて、学術的及び実学的視点から研修の枠組みに関する検討に着手し、複数の外部有識者（大学教授等）から協力を得た。

(4) 公的年金制度及びその周辺知識に関する研修について、11月15日～12月5日に同研修の「理論編」をeラーニング配信し、149人が受講した。また、「実践編」第1日程（2月2日～4日の計3日間）及び、第2日程（2月17日～23日のeラーニング研修及び2月24日、25日の計2日間）を実施し、107人が受講した。なお、本研修「理論編」及び「実践編」の両研修受講修了者107人に「高度年金・将来設計コンサルタント」の称号を付与した。

### Ⅲ. 業務侵害行為の防止に関する事業

(1) 全国で発生する業務侵害事案について、「業務侵害サイトの検索・監視システム」の運用を開始して、業務侵害の疑いのあるサイトを抽出し、業務侵害を行っている恐れのある者が開設するホームページの情報を連合会として把握した。そのうえで、情報を都道府県会と共有し、社会保険労務士法第26条、第27条に違反する業務侵害行為の防止・撲滅を図るべく、都道府県会から当該業務侵害行為者に対し警告文書を発出する等の対応を行った結果、年度末までに33件の事業所が是正に応じている。

また、都道府県会の対応状況を分析するとともに、対応すべき課題を抽出し、都道府県会への支援策等について検討を行った。

(2) 業務侵害行為撲滅に向けて、実際に業務を依頼する事業所を念頭に、社労士の独占業務に関する広報活動を行うため、連合会ホームページ及びSNS等を活用した広報活動を継続的に行うとともに、「業務侵害サイトの検索・監視システム」と連動した効果的な広報を行うことができるよう準備を進めた。

(3) 連合会、都道府県会及び会員が一体となって業務侵害行為撲滅に向けた取組みを積極的に展開し、円滑に告発等の法的対応を進めていくため、「業務監察実施要綱」の改正について検討を行った。

#### IV. 社労士の専門能力を活かした社会貢献に関する事業

##### 1. 街角の年金相談センター及び年金事務所における年金相談窓口等の運営に関する事業

(1) 街角の年金相談センター（オフィスを含む。以下「街角センター」という。）における年金相談件数は、特別支給の老齢厚生年金受給者の増加及び新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行となったこと等の影響もあり、前年度比56,727件増加（+8.7%）し、712,372件となった。

(2) 街角センターの相談員等のスキルの維持・向上を図るために街角センターが毎月実施している相談員研修について、研修教材を街角の年金相談センター運営本部（以下「運営本部」という。）が提供（4回／年）して、運営本部主催の研修として当該研修の充実に努めた。さらに、街角センターの職員及び業務委託社労士を対象に「職員・業務委託社労士合同研修」を1月に開催し、日本年金機構から講師を招いて年金給付業務の取組みにかかる講義や事務処理誤りの再発防止のための注意喚起などを行った。

また、新たにセンター（オフィス）長に就任した新規管理者に対して、街角センターの運営業務の内容や管理者としての心構え等について研修する「新規管理者研修」を5月に実施（集合研修）し、9月には全センター長・オフィス長が参加する「街角の年金相談センターセンター長・オフィス長会議」を開催（Web会議）し、街角センターの運営業務における諸課題等（特に事務処理誤り等の発生防止等）について情報共有するとともに、近年増加しているハラスメント事案の再発防止のために厚生労働省雇用環境・均等局雇用機会均等課ハラスメント防止対策室より講師を招いて講義を行った。

(3) 街角センターにおける個人情報等の適正な管理など運営業務の適切な実施を確認・推進するため、全ての街角センターを対象とした街角の年金相談センター運営部による指導監査（自主点検）を実施した。なお、実施にあたっては、過去の監査結果等（厚生労働省及び日本年金機構による監査結果等を含む。）を踏まえて、監査項目を見直すなど、指導監査の充実に努めた。

(4) 年金事務所における年金相談窓口等の運営業務に従事する相談員（社労士）について、年金相談の質を向上させるために日本年金機構と連携して年金事務所における研修（勉強会）に積極的に参加させるとともに、年金事務所の職員を講師に招き、都道府県会が主催する研修の充実に努めた。

(5) 街角センター及び年金事務所に従事する相談員（社労士）の育成のため、運営本部が主催する年金相談実務者（初心者）研修の研修期間（全5日間）のうち2日間をリモート研修とすることで受講者の負担軽減を図るとともに、残りの3日間は集合研修（窓口装置を活用した研修や年金相談の一連の流れをロールプレイで演習等を行うなど実践的な研修）を実施（8回）した。

また、当該研修の実施方法を見直して、遠方からの受講者が参加しやすい環境（負担軽減、受講機会の増加等）を実現するため「全日程リモート研修」を試行的に実施（2回）し、令和6年度からの本格実施に向けて道筋を構築した。なお、「全日程リモート研修」では窓口装置を活用した研修ができないことから、相談員（社労士）として契約後の相談窓口業務の現地研修（OJT研修）を充実するために令和6年度の相談窓口業務の現地研修の上限時間を上げた。

- (6) 街角センターの運營業務の次期契約締結に向けて、複数年契約、処遇改善等について日本年金機構と協議し、複数年契約（令和6年度、令和7年度）の締結、街角センターに勤務（配置）する職員・社労士の処遇改善（給与（報酬）の引上げ）を行うとともに、街角センターの円滑な運營業務を実施するために必要な予算を確保した。

また、年金事務所における年金相談窓口等の運營業務の次期契約締結に向けて、これまで契約スケジュールがタイトであり都道府県会の負担が大きかったが日本年金機構と協議し、令和6年度の契約に当たっては契約締結日を半月程度前倒しして都道府県会の負担軽減を図るとともに、相談員（社労士）の契約単価を上げた。

## **2. 社労士会労働紛争解決センターに関する事業**

- (1) 社労士会労働紛争解決センター（以下「解決センター」という。）の更なる利用促進を図るために制作した動画について、個別労働関係紛争に悩む労使関係者はもとより、より多くの国民に視聴されるよう、都道府県会の協力を得て、ホームページをはじめ、あらゆる場面での会員、国民への周知を展開した。
- (2) 解決センターの利用促進に向け、特定社労士制度及び解決センター活用のメリットを伝え、国民の理解を深めるための効果的な広報活動について検討を行った。
- (3) 全国の解決センターにおけるあっせん申立件数を増やすために、特定社労士、あっせん委員及び都道府県会事務局を対象にした研修動画を公開した。
- (4) 都道府県会の総合労働相談所における対面相談及び解決センターの利用促進を図るため、昨年度に引き続き電話相談窓口（職場のトラブル相談ダイヤル）を設置し、1,229件の相談を受けた。なお、全国の総合労働相談所では、6,948件の相談に対応した。
- (5) 既に開設されている解決センターにおける本年度の受付件数は、全国で合わせて58件であった。

### 3. 労働条件審査等に関する事業

都道府県会における地方自治体等からの依頼による労働条件審査の取組み状況や課題を把握するための調査を行い、その結果を都道府県会に提供し、制度の実態、取組みの好事例及び実施後の効果や評判など、今後の制度推進に資する情報の共有を図った。

### 4. 学校教育に関する事業

- (1) 学生、生徒、児童の社会保障及び労働に関する知識の涵養に貢献する社労士による学校教育を推進するため、テキスト「知っておきたい働くときの基礎知識～社会に出る君たちへ～」を都道府県会からの依頼に応じ50,827部提供した。
- (2) 都道府県会における学校教育に関する事業の取組み状況とその課題を把握するための調査を実施し、集計結果を都道府県会に提供した。
- (3) 出前授業などの学校教育の推進は、次代を担う世代に働くことの大切さを伝える重要な活動であることから、都道府県会と学校等が協議のうえ実施している出前授業への支援として、申請のあった582校について支援金を都道府県会に交付した。

### 5. 成年後見制度への対応に関する事業

- (1) 成年後見制度に関する都道府県会の活動を支援するため、研修用教材「成年後見人養成研修テキスト」を提供した。
- (2) 都道府県会の取組み状況とその課題を把握するための調査を実施し、集計結果を都道府県会に提供した。
- (3) 一般社団法人社労士成年後見センター及び同センター未設置の都道府県会の活動も含め、本年度の成年後見人の受任件数は95件となった。
- (4) 社労士と成年後見制度の関わりについて、会員の理解促進を図ることを目的として、制度の基礎と社労士との関わり等について解説した動画を作成し、配信した。
- (5) 最高裁判所事務総局家庭局発行の「成年後見関係事件の概況～令和5年1月～12月～」に掲載されている「成年後見人等と本人との関係」において、社労士の実績が公表された。

## 6. 災害対応に関する事業

1月1日に発生した能登半島地震による被災地域の復興支援事業について、1月10日に大規模自然災害等対策本部を設置し、被災地の支援にかかる以下の対応を決定した。また、東日本大震災及び福島第一原子力発電所の事故による被災地域の復興支援事業について、地域の要請等を踏まえた支援を行った。

### ○令和6年能登半島地震

	災害見舞金	支援金	特別復興支援金	会費免除
石川県社会保険労務士会	200,000円	279,210円	400,000円	1,571,400円（3カ月分）
新潟県社会保険労務士会	200,000円	44,760円	—	858,000円（1カ月分）
富山県社会保険労務士会	200,000円	251,450円	—	475,900円（1カ月分）
福井県社会保険労務士会	—	—	—	416,100円（1カ月分）

### ○東日本大震災

	復興支援金
福島県社会保険労務士会	528,700円

## V. 行政機関等との連携に関する事業

### 1. 厚生労働省との連携に関する事業

- (1) 社労士の専門性を活かし、年金に対する国民からの信頼回復に資するため、厚生労働省に設置された社会保障審議会年金記録訂正分科会に参画した。
- (2) 平成26年度に設けられた「年金の日」について、その普及に協力した。
- (3) 「労災レセプトのオンライン化に向けた普及促進事業」の普及促進活動検証委員会に委員を推薦し、労災レセプトのオンライン化の検討について労働社会保険諸法令の専門家として参画した。
- (4) 被用者保険の適用拡大に関する専門家支援事業について、eラーニング受講など諸要件を満たし、事業者団体等の依頼に応じた講師派遣等に協力可能な社労士として1,009人の登録があり、登録した社労士のリストを厚生労働省に提供した。
- (5) 厚生労働省委託事業「令和5年度中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業(全国センター事業)」を5年連続で受託し、以下の事業を実施した。
  - ① 全国センター長会議を5月と10月に開催し、都道府県センター間の連携と情報共有を図った。
  - ② 建設業・情報サービス業総合相談窓口を設置し、電話・FAX・メールによる相談対応を785件実施した。
  - ③ 「事業主向け全国斉一的なオンラインセミナー」を8月と11月に開催し、8月は1,303人が、11月は859人が視聴した。
  - ④ 本事業に都道府県センターの専門家として協力した2,000人以上の社労士等に対して、社労士及び行政関係者を講師とした動画教材を作成し、オンラインでの研修を実施した。
  - ⑤ 全国の中小企業に対してダイレクトメールを延べ77万通送付し、総合相談窓口及び都道府県センターの事業の周知と利用促進を行った。
  - ⑥ 都道府県センターからの案内及び厚生労働省からの関係情報を総括した「働き方改革特設サイト」の構築・運用を行い、300万PV数の目標を達成した。
  - ⑦ 「わたしの会社の働き方改革取組事例集2023」を26,750部作成し、働き方改革に取り組んだ12企業とその企業を支援した社労士の活動を紹介した。取組事例集の中の2事例については動画を作成し、特設サイトに掲載した。また、支援事例周知用に23企業の取組みについてパワーポイントデータを作成し、働き方改革特設サイトに掲載した。

- ⑧ 職務分析・職務評価に詳しい社労士の協力を得て、都道府県センターから推薦された111人の社労士等の専門家に対するコンサルティング手法にかかる必要な知識を付与する基礎研修を7月に実施するとともに、グループワーク形式による応用研修を8月～9月に実施し、110人が受講した。また、取組支援の好事例3社の収集を行い、厚生労働省「多様な働き方実現応援サイト」掲載用資料を作成した。

第1回『働き方改革の進路を見据える 2023夏 ～社員全員が活躍できる働きやすい職場を創る～』（8月8日開催）

プログラム	講師（総合司会：西村 美夕妃氏（東京都社会保険労務士会））
【基調講演】～働き方改革のいまとこれから～	東京大学社会科学研究所教授 水町 勇一郎氏
【パネルディスカッション】	【パネリスト】水町 勇一郎氏、事業主と支援社労士各1名3組 【モデレーター】学習院大学名誉教授 今野 浩一郎氏

第2回『日本の賃金について考える 2023冬 ～社員全員が向上心と納得感を持って働ける賃金制度をどう作るか～』（11月30日開催）

プログラム	講師（総合司会：西村 美夕妃氏（東京都社会保険労務士会））
【基調講演】～同一労働同一賃金による成長力の引上げ～	独立行政法人労働政策研究・研修機構 研究総監 樋口 美雄氏
【パネルディスカッション】	【パネリスト】樋口 美雄氏、事業主と支援社労士各1名2組 【モデレーター】学習院大学名誉教授 今野 浩一郎氏

- (6) 都道府県労働局委託事業「中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業（都道府県センター事業）」について、3労働局（新潟・福井・和歌山）において当該事業を受託し、新潟県、福井県、和歌山県社会保険労務士会の協力を得て、働き方改革関連法の施行に伴い中小企業・小規模事業者等が抱える課題に対して、電話・メール・来所・窓口相談派遣による相談を3センター合計1,162件、個別訪問による支援を1,831件実施し、セミナーを160件開催した。
- (7) 令和6年4月からの時間外労働の上限規制の施行に向けて、医療機関勤務環境評価センターでは、令和4年4月より病院又は診療所に勤務する医師の労働時間の短縮のための取組の状況等について評価を行うこととされており、その評価を行う労務管理サーベイヤーを都道府県会の協力により169人推薦し、全国の454施設についての評価対応を行った。

## 2. 日本年金機構及び全国健康保険協会との連携に関する事業

- (1) 日本年金機構との定例会議を毎月開催し、街角センターの運営業務に関する諸課題等（日本年金機構による監査結果への対応、予約相談の推進、事務処理誤り等の再発防止、次期契約内容など）や年金事務所における年金相談窓口等の運営業務にかかる諸課題等（契約単価の引上げ、契約スケジュール、受託ブース数など）について協議を行い、街角センターや年金事務所における年金相談業務の円滑な推進に努めた。
- (2) 日本年金機構の業務運営に関し意見提案を行う日本年金機構運営評議会に委員を推薦し、年金の専門家として参画した。
- (3) 全国健康保険協会が保険給付の適正化及び高齢者医療制度における納付金・支援金の適正化を目的に実施した被扶養者資格再確認業務の実施に協力した。
- (4) 全国健康保険協会が保険料率、財政状況、健康保険給付、健康づくりや医療費適正化等について検討し、業務の適正な運営を図るために設置している運営委員会に労働社会保険諸法令の専門家として参画した。

## 3. 内閣府との連携に関する事業

内閣府特命担当大臣（こども政策 少子化対策 若者活躍 男女共同参画）、女性活躍担当、共生社会担当、孤独・孤立対策担当に4月に設置された子ども家庭庁の概要、各施策の状況と社労士への期待に関するインタビューを行い、その内容を『月刊社労士』4月号に掲載し、広く会員に周知した。

## 4. こども家庭庁との連携に関する事業

公益財団法人児童育成協会が受託したこども家庭庁の委託事業「企業主導型保育事業における指導・監査、研修及び相談支援等業務」のうち、専門的労務監査業務を「令和5年度企業主導型保育施設への労務監査事業」として業務委託契約を締結し、20都道府県において、該当する都道府県会の協力を得て合計500施設に対し労務監査を実施した。

## 5. デジタル庁との連携に関する事業

マイナ保険証の登録促進、ガバメントクラウドへのe-Gov移管に関する問題点の提案及び国家資格等情報連携・活用システムの構築作業について、都道府県会とともに協力した。

## 6. 総務省との連携に関する事業

社労士が総務省の行政相談委員に委嘱されるよう、都道府県会とともに活動を行った。

## 7. 法務省との連携に関する事業

- (1) 登記簿等の公開に関する事務（乙号業務）に入札参加する民間事業者の労働社会保険諸法令の遵守状況にかかる調査に協力した。
- (2) オンラインでの紛争解決手続であるODR（Online Dispute Resolution）のあり方や推進に関する検討を行うことを目的として、法務省に設置されたODR推進会議にオブザーバーとして参画した。

## 8. 経済産業省及び中小企業庁等との連携に関する事業

- (1) 中小企業基本法に関する重要事項を調査審議することを目的として設置された「中小企業政策審議会」に参画した。
- (2) 中小・小規模企業経営者や伴走する支援者が取り組むべき人材戦略に関するガイドラインの普及等を目的として設置された「経営力再構築伴走支援推進協議会」にオブザーバーとして参画した。
- (3) 中小企業の事業活動を支援するためのセミナー資料を作成し、都道府県会に配布した。

## 9. 国土交通省との連携に関する事業

- (1) 建設業法等の関連法令に関わる通知等について、所管部局からの依頼に応じホームページを通して周知を行った。
- (2) 国土交通省が主催する「一人親方の適正な働き方に関する説明会」における「適正な社会保険の加入」に関する講義について、開催地の都道府県会の協力のもと、講師派遣を行った。

## 10. 農林水産省との連携に関する事業

農林水産省の要請に応じて、同省が推進する農作業安全確認運動に関して、同省に設置された農作業安全運動推進会議に参画した。

## 11. 政府・行政機関等への対応・提言に関する事業

政府等からの要請に応じ、社労士の専門的知見を活かすことのできる分野に関する審議会、委員会等に委員として参画した。

## 12. 関係団体との連携及び交流に関する事業

- (1) 関係各方面との良好な協力体制を一層発展させるため、会長はじめ執行部が適時に労使関係団体、士業関係団体並びに厚生労働省ほか関係省庁、日本年金機構及び全国健康保険協会等の関係各機関・団体等と意見交換を行うなど、多面的な交流活動を展開した。
- (2) 子ども家庭庁設置「子ども・子育て支援制度における継続的な見える化に関する専門家会議」、公益社団法人日本医師会が厚生労働省から指定された医療機関勤務環境評価センター設置「事業運営委員会」、独立行政法人労働者健康安全機構設置「産業保健関係機関等連絡会議」及び一般社団法人日本介護支援専門員協会設置「介護離職防止支援への介護支援専門員の関与（ワークサポートケアマネジャー）についての特別委員会」等に労務管理及び労働社会保険の専門家の立場から、委員として参画した。
- (3) 企業が新しい働き方を導入することに伴う新たな課題（メンタルヘルス等産業保健関係等）への対応を支える取組みとして、社労士、産業医、産業保健スタッフとの連携が重要であることから、一般社団法人日本産業保健法学会主催で9月16日、17日に開催した第3回学術大会に、社労士会連携シンポジウム「人事制度の変化とDX（リモート復職支援の事例より）」を共同企画し、登壇する等の対応を行った。
- (4) 社労士の専門分野に関する相談については、職場のトラブル相談ダイヤル、解決センター及び総合労働相談所を紹介するよう法テラスと連携した結果、職場のトラブル相談ダイヤルへの紹介件数が123件に至った。
- (5) 5月29日に日本労働組合総連合会との意見交換会を開催し、令和6年4月施行の運輸・建設業等における時間外労働の上限規制等を踏まえた働き方改革への対応、ビジネスと人権についての取組方針の共有及び事業承継・M&A等事業再編への支援等に関する両会の取組みの紹介を中心に、今後の連携強化・協力関係の維持に向けた意見交換を行った。
- (6) ILOとのMOCに基づき、ILO駐日事務所から「ビジネスと人権」に関する研修実施及び同研修ファシリテーター派遣等の技術支援を受けて、「人を大切に作る企業」づくりから「人を大切に作る社会」の実現に向けて、国際基準を踏まえた人権尊重への取組みを推進した。
- (7) 一般財団法人日本インドネシア協会主催のオンラインセミナー等に参加した。

## 13. その他

都道府県会の協力のもと、労働委員会委員、民事調停委員及び司法委員について、以下のとおり委嘱された。

労働委員会委員	民事調停委員	司法委員
11名	116名	32名

## VI. 社労士制度の改善に関する事業

### 1. 第9次社会保険労務士法改正に関する事業

社会保険労務士が労働及び社会保険に関する専門家として、我が国の豊かな国民生活と活力ある経済社会の実現に資するべく、第9次社会保険労務士法改正の成就を最重点事項と位置づけるとともに、社労士の「使命」を明示していくことが極めて重要であるという認識のもと、全国社会保険労務士政治連盟の協力を得て、使命規定の新設、労務監査に関する業務の明確化、裁判所における補佐人規定の整備等を含めた第9次社会保険労務士法改正を成就すべく、あらゆる活動を展開した。

### 2. 社会保険労務士制度創設55周年記念に関する事業

社労士制度創設55周年にあたり、各都道府県会会長からの推薦等に基づき、制度の発展に尽力された功労者に、その功を讃え、敬意と感謝の意を込めて表彰状又は感謝状の授与を行った。なお、表彰基準は次のとおり。

【功労者表彰】 935名

- ① 現に連合会・全国社会保険労務士政治連盟の役員又は都道府県会・都道府県社会保険労務士政治連盟の役員であって、3期以上（それぞれの役職の職歴を合算して3期以上の場合を含む。）その職にあり、功績が顕著である者。
- ② 連合会の事業運営に尽力した者であって、その功績が顕著であると連合会会長が認めた者。

【感謝状】 233名及び1団体（公益財団法人日本中小企業福祉事業財団）

- ① 現に連合会・全国社会保険労務士政治連盟又は都道府県会・都道府県社会保険労務士政治連盟の会員である名誉会長又は顧問等であって、その功績が顕著である者。
- ② 連合会の事業運営に尽力した者であって、その功績が顕著であると連合会会長が認めた者。
- ③ 連合会の事業に対する協力者及び協力団体。

また、記念事業の一環として、全ての会員に対し「社会保険労務士白書 2023年版」を『月刊社労士』12月号に同封し、配付した。

### 3. 全国各地の大学等との連携に関する事業

- (1) 社会保険労務士試験受験者層のうち、特に若年層の割合を高めるべく、社労士に関心を持っている18歳から24歳の層をターゲットとしたYouTube広告を展開したところ、広告表示回数9万9,400回に対し、視聴回数5万1,800回（約52%）となり、関心の高さが伺える結果となったことから、今後も同様の広告を展開していくこととした。
- (2) 全国各地の大学において、社労士制度の魅力を伝えるべく、大学側の協力のもと、在学生に向けた社労士制度の説明会、公開講座、寄付講座等、様々な機会を捉えて情報発信を行い、若年層に対する周知活動を強化した。

### 4. 社会保険労務士試験合格者に対する登録促進に関する事業

社会保険労務士試験合格者に対し、都道府県会の協力のもと、登録準備を行っている者に対して説明会及び情報交換会等を開催し、早期に社労士として登録し、活躍することができるよう支援した。

### 5. 有識者懇談会の実施に関する事業

社労士制度における運営上の諸問題について、専門的知見に基づいた意見、提言等を得るべく、外部有識者5名を招聘した「社会保険労務士制度に関する有識者懇談会」を設置し、全国社会保険労務士会連合会人権方針、「社労士未来戦略シナリオ2030報告書」等をはじめ、様々な観点から、社労士制度のより適切な制度運用に資するべく意見交換を行った。

## VII. 社会保険労務士総合研究機構に関する事業

- (1) 持続可能な社労士制度・業務の在り方を考察し、社労士制度の発展に寄与するための機関としての役割を果たすため、令和6年度から定期的に統計調査として開始する「社労士実態調査」（全会員を対象とする調査）及び「開業社労士の業務スタイルの変化に関する調査」（一定条件の会員について経年で追跡するパネル調査）についての検討を行った。
- (2) 「政策提言・支援組織」として政策提言の取りまとめを担う「政策提言実行プロジェクト」及び年金・社会保障分野をテーマに検討する「年金・社会保障プロジェクト」並びに「研究組織」として「新しい時代における労使コミュニケーションの活性化研究プロジェクト」を新たに設置する等、中長期的な視野に立った組織体制の整備を行った。
- (3) 労働・社会保障全般及び人事・労務管理の専門家としての知見に基づいた提言等を対外的に行うため、都道府県会設置の委員会等及び社労士を対象に、現行の労働・社会保障制度の改善に向けた意見募集を行ったところ、183件の投稿を得た。同投稿により収集した意見に基づき『2023年度政策提言・宣言「人を大切にする企業と社会の実現に向けて」』として取りまとめを行い、3月6日に公表し、プレスリリース及びSNS投稿等を通じて広く国民に周知したところ、本文が437回、概要版が490回ダウンロードされた。
- (4) 「労働法制・労務管理」及び「年金・社会保障」並びにこれに関連する研究発表の場の継続的な提供、研究成果の普及・発信を行い、企業の健全な発達や労働者等の福祉の向上に寄与するとともに、社労士の地位向上に貢献することを目的に、第6回社労士社会政策研究会を12月6日に「来場型」と「オンライン型」にて同時に実施するハイブリッド形式にて開催し、全国から386人が参加した。

### 第6回社労士社会政策研究会 プログラム

構成	内容	登壇者
第1部	【基調講演】 保育行政の動向と課題について	こども家庭庁成育局保育政策課長 本後 健氏
	【研究成果発表】 AI・デジタル時代における雇用等の課題 ～IT業界を例に考える～	吉川 洋氏（京都府社会保険労務士会）
	研究助成制度に関する説明	社会保険労務士総合研究機構所長 村田 毅之氏
第2部	【分科会①】 こどもまんなか政策におけるこれからの両立支援 ～加速化プランと企業に求められる意識・体制変革～	【発表者】 菊地 加奈子氏（神奈川県社会保険労務士会） 【コメンテーター】 こども家庭庁成育局保育政策課長補佐 塚田 淳氏 【進行役】 佐川 陽子氏（神奈川県社会保険労務士会）
	【分科会②】 リ・スキリングによる企業及び個人の成長の両立に向けて ～職務設計及び人材育成等での課題～	【発表者】 島 麻衣子氏（東京都社会保険労務士会） 【コメンテーター】 学習院大学名誉教授／学習院さくらアカデミー長 今野 浩一郎氏 【進行役】 深澤 理香氏（東京都社会保険労務士会）

※第2部分科会は同時時間帯で行っているためどちらか一方での参加となる。

- (5) 社労士による学術的研究活動を支援するために実施している社労士研究助成制度について、第4回社労士研究助成制度成果（論文）として1件を助成決定するとともに、第5回社労士研究助成制度の募集を行ったところ24件の応募があり、4件を助成候補とした。
- (6) 社労士及び社労士制度の実勢、活動、取り巻く環境等について、基礎的なデータを蓄積し、統計的データとして整理し、社労士制度を大局的観点から俯瞰するとともに、将来展望を描くための資料とすることを目的として、「社会保険労務士白書」を昨年度に引き続き発行した。
- なお、本年度は社労士制度55周年事業の一環として、全ての会員に冊子を『月刊社労士』12月号に同封した。また、全国の法学部のある大学等へ同白書を発送するとともに、連合会ホームページにおいても掲載した。
- (7) 明治大学大学院経営学研究科への社労士推薦制度について、同大学院で学ぶ意義や社労士業務への影響について大学院修了生及び指導教授による記事を『月刊社労士』に掲載する等の方法により募集を行い、推薦希望者のうち10人を推薦した。
- また、大学院との連携にかかる支援について、青森会の協力により、弘前大学大学院人文社会科学研究科に1人、近畿地域協議会の協力により、関西大学大学院ガバナンス研究科に1人、社労士が入学するに至った。
- なお、昨今、提携大学院に限らず大学院に通う社労士が多く、「論文」を執筆し発信する機会が増えていることを踏まえ、論文の書き方について解説した動画を作成し、社労士研修システム講座（eラーニング）にて8月25日から配信した。
- (8) 明治大学リバティアカデミーの令和5年度春期・秋期ビジネスプログラム講座について、オンライン開催による講座開講に向けた企画及び周知の協力を行い、計17人が受講した。

## Ⅷ. 各種事業

### 1. 登録等に関する事業

(1) 個人会員登録状況

新規登録2,014人、登録抹消1,498人、登録事項変更3,773人で都道府県別概況は、別表(1)のとおりである。

(2) 法人会員登載状況

新規登載274法人、解散・廃止49法人、登載事項変更661法人で都道府県別概況は、別表(2)のとおりである。

(3) 紛争解決手続代理業務付記状況

付記455人、付記抹消0人で都道府県別概況は、別表(3)のとおりである。

### 2. 社会保険労務士試験事務等の実施に関する事業

(1) 第55回社会保険労務士試験事務については、都道府県会の協力を得て、次のとおり実施した。

① 第55回社会保険労務士試験の実施結果

試験日	8月27日(日)
合格者発表日	10月4日(水)
受験申込者数	53,292人
受験者数	42,741人
受験率	80.2%
合格者数	2,720人
合格率	6.4%
試験地	北海道、宮城県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、石川県、静岡県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県、香川県、福岡県、熊本県、沖縄県

② 各種会議の開催

社会保険労務士試験事務運営委員会を1回開催した。

(2) 第19回紛争解決手続代理業務試験事務については、都道府県会の協力を得て、次のとおり実施した。

① 第19回紛争解決手続代理業務試験の実施結果

試 験 日	11月25日(土)
合格者発表日	3月15日(金)
受験申込者数	935人
受 験 者 数	892人
受 験 率	95.4%
合 格 者 数	502人
合 格 率	56.3%
試 験 地	北海道、宮城県、東京都、愛知県、大阪府、広島県、福岡県

② 会議の開催

紛争解決手続代理業務試験事務運営委員会を1回開催した。

(3) 第19回特別研修については、より安定した事業運営を図るため、都道府県会の協力を得て、次のとおり実施した。

① 第19回特別研修の実施結果

実 施 期 間	9月1日(金)～11月25日(土)	
受 講 者 数	598人	
修 了 者 数	562人	
修 了 率	93.9%	
実 施 地	中央発信講義	eラーニングにより実施
	グループ研修 及びゼミナール	北海道、宮城県、東京都、愛知県、大阪府、広島県、福岡県

② 中央発信講義及びゼミナールの聴講制度を実施し、全国で7人が聴講した。

③ 各種会議の開催

グループリーダー伝達研修及びゼミナール全国講師団連絡会を各1回開催した。

### 3. 社会保険労務士試験科目免除等の講習に関する事業

(1) 社会保険労務士試験に関する試験科目免除のための「社会保険労務士試験試験科目免除指定講習」を次のとおり実施した。

講習科目	申込者数（人）	修了者数（人）
1. 労働者災害補償保険法	45	43
2. 雇用保険法	47	32
3. 労働保険の保険料の徴収等に関する法律	4	3
4. 厚生年金保険法	56	34
5. 国民年金法	11	7
6. 労務管理その他の労働及び社会保険に関する一般常識	74	35
延べ人数	237	154
実人数	119	90

※ 通信指導は、令和5年10月1日から令和6年3月31日までの6月間  
面接指導は、令和6年3月4日から令和6年3月23日までの18日間

(2) 社労士となるために必要な2年の実務経験に代わる「労働社会保険諸法令関係事務指定講習」を次のとおり実施した。

第42回（令和4年度）				第43回（令和5年度）		
実施期間		申込者（人）	修了者（人）	実施期間		申込者（人）
通信指導	eラーニング 又は面接指導			通信指導	eラーニング	
R5.2.1~5.31	【eラーニング】 R5.7.14~9.14	1,303	1,294	R6.2.1~5.31	R6.7.12~9.12	1,621
	【面接指導】 R5.10.24~10.27	19	16			
計		1,322	1,310	計		1,621

※ 通信指導は4月間、面接指導及びeラーニングは1科目3時間・計24時間  
令和5年度の面接指導についてはeラーニング又は面接指導（集合研修形式）を選択して実施  
令和6年度よりeラーニングに統一して実施

#### 4. SR経営労務センターへの協力等に関する事業

SR経営労務センターの全都道府県設置に向けて、適宜未設置会（3県）の設置支援を行うべく状況の把握に努めた。また、第25回関東甲信越ブロックSR連絡協議会、第28回中部地区SR経営労務センター連絡協議会及び第22回西日本SR経営労務センター・福祉協会交流会に出席し、全国のセンターの現状と課題解決に向けた取組みについての情報を共有した。

#### 5. 社会保険労務士賠償責任保険等に関する事業

(1) 社会保険労務士賠償責任保険制度について、都道府県会及び有限会社エス・アール・サービスの支援のもと、開業社労士及び社労士法人の全員加入に向けて、都道府県会会報等を通じた広報を行うとともに、都道府県会が実施する研修会等において制度案内リーフレット等を配布した。併せて、保険未加入の開業及び社労士法人に制度案内リーフレットを発送し加入勧奨を行った。

また、令和3年度からの新規加入申込み手続のWEB化に続き、本年度より更新手続の全件WEB化を実施した。さらに、保険事故の未然防止に資する継続的な取組みとして、都道府県会の依頼により、引受保険会社の協力のもと、事故事例に基づく研修を実施した。

(2) 使用者賠償責任保険については、開業社労士及び社労士法人向け並びに社労士の関与先向けの各制度について、『月刊社労士』等を活用し、補償内容等の周知及び加入勧奨を行った。

#### 6. 都道府県会の事務局体制の整備に関する事業

令和4年度末登録者数250人以下の14県会について、小規模県会支援を実施した。また、事務局運営に関し必要な情報の共有を図るため、都道府県会の事務局長が一堂に会する全国事務局長会議を開催するとともに、一部の地域協議会においても事務局長会議を開催した。

## 7. 出版・頒布に関する事業

社会保険労務士法詳解、社会保険労務六法、社会保険労務ハンドブック、実務相談及び社会保険労務士手帳等、社労士の日常業務に役立てられる実務的な書籍について出版・頒布を行った。

頒布品目	頒布総数
社会保険労務士法詳解	44冊
社会保険労務六法	500冊
社会保険労務ハンドブック	1,177冊
社会保険の実務相談	1,153冊
労働基準法の実務相談	1,421冊
労働保険の実務相談	997冊
社会保険労務士手帳	19,921冊

## 8. 福利厚生に関する事業

全国社会保険労務士会連合会共済会において、社労士の福利厚生の上昇及び充実に資するため、『月刊社労士』及び同共済会のホームページを活用して、福祉共済事業の周知及び加入・利用等の勧奨を行った。

## 9. 叙勲等表彰関係

斯業の発展に寄与した功勞により、2人が叙勲を受章し、7人が厚生労働大臣表彰を受賞した。

## IX. 広報に関する事業

### 1. 対外的な広報事業

- (1) 社労士制度創設55周年を迎えることから、全国統一の広報活動として「Go on,Go next. 変わらない想いととも、明日へ。」というスローガンを掲げ、変わりゆく社会の中で、変わらない社労士の役割を国民に伝えるために、ブランディング動画を作成し、公開した。
- (2) これまで都道府県会の広報担当者から要望が多かった社労士の業務内容を紹介する動画を2本作成し、公開した。
- (3) コーポレートメッセージ「[人を大切にする企業]づくりから「人を大切にする社会」の実現へ」を広報動画に表示する等、様々な場面で発信し、更なる浸透を図った。
- (4) 若年層に向けて、令和5年度に作成した広報用動画を活用したSNSによるWeb広告を発信した。
- (5) 10月の社労士制度推進月間の一環として、都道府県会における広報活動を支援するため、都道府県会が自由に情報を掲載できる特設サイトを公開した。また、セミナー資料を作成するとともに、ノベルティグッズとしてポスター、ポケットティッシュを提供した。
- (6) 12月2日の社労士の日に合わせて、同日発行の日本経済新聞に一面広告を掲載し、「働き方改革」から「働きがい改革」へ、変わることはない社労士の社会的使命について国民に発信した。
- (7) 社労士業務に関する広報を行うため、PRリーフレットを都道府県会に提供するとともに、連合会ホームページに掲載して周知を図った。
- (8) 社労士制度に関する情報並びに連合会及び都道府県会の取組み等を適時に発信するため、連合会ホームページ及び公式SNS（Facebook、X）の更新を行い、より拡散効果を高めるための取組みを行った。

### 2. 会員に向けた広報事業

- (1) 『月刊社労士』を発行し、連合会、都道府県会等の取組みをはじめ、労働社会保険に関する最新の動向に関する情報等、社労士の業務に資する記事の掲載及び新企画の立案等を行った。加えて、発行日である毎月15日に会員専用ホームページ内に同誌の電子データを掲載するとともに、メールマガジンにて各号の主な見出し記事を配信した。
- (2) 会員専用ホームページの業務関連情報、労働社会保険ニュース等を随時更新するとともに、会員向けメールマガジンを①連合会情報、②通達・トレンドボックス、③外部団体情報のカテゴリーに分け配信した。  
また、新規入会者向け資料及び『月刊社労士』での周知を行うなど、メールマガジン登録者を増やすための取組みを実施した。

カテゴリー	令和6年3月31日時点 登録者数（前年同日からの増減）
① 連合会情報	8,495人（+345人）
② 通達情報・トレンドボックス	7,999人（+377人）
③ 外部団体情報	6,949人（+414人）

(3) 会員専用ホームページ内に、令和5年度中に連合会が作製し、かつ二次利用が可能な広報資材等の電子データを掲載した。

### 3. 関係団体との連携による広報事業

- (1) 10月の社労士制度推進月間に日本商工会議所等の協力を得て事業主向けセミナー、相談会等を実施した。
- (2) 全国中小企業団体中央会機関誌に社労士業務の理解を深めていただくための広告を出稿した。

### 4. 報道機関との連携による広報事業

- (1) 社労士の活動に関し、3月7日付で「2023年度政策提言・宣言「人を大切にする企業と社会の実現に向けて」を公表」と題したプレスリリースを発信するとともに、報道機関からの取材等に積極的に対応した。また、プレスリリース配信サービスを活用し、より効果的に情報発信を行った。
- (2) 新たに就任した広報担当者に向けて全国広報担当者会議を行い、連合会におけるこれまでの広報活動及び都道府県会において活用可能な広報コンテンツの紹介、並びに外部講師によるプレスリリース講座を行った。
- (3) 全国地方新聞社連合会との「地域企業の持続可能な発展と地域住民の福祉向上に向けた連携に関する覚書」に基づき、同連合会に加盟する地域の新聞社と都道府県会による連携強化に向けた取組みを進めたところ、地域の新聞社との共催によるイベントが実施され、複数の新聞紙上において記事掲載に至った。

### 5. その他

- (1) 広報事業における連合会と都道府県会間の円滑な連携を目的として、都道府県会の広報担当者専用ページに広報関連の文書及び連合会が作製し、かつ二次利用が可能な広報コンテンツ等の電子データを掲載した。

(2) 連合会、地域協議会及び都道府県会の役割の整理、広報内容及び実施時期等を定めた「令和6年度広報計画」を策定した。また、連合会の広報事業について都道府県会の広報担当者に伝達し、都道府県会の広報事業に関する情報を共有するための全国広報担当者会議を開催した。

## X. I～IXを支える連合会の組織機能・基盤の強化・再定義について

### 1. 連合会事務局の組織関係規程の再整備・業務のデジタル化の推進

- (1) 連合会に寄せられる問い合わせの中で特に多い内容について、AI搭載ボットが回答を自動で提示できる仕組み（チャットボット）の導入に向けた検討を行うとともに、連合会ホームページ内での公開に向けた準備を行った。
- (2) 連合会会議室の改修により、オンライン会議の活用及び配布資料のペーパーレス化を実施し、会務運営のデジタル化、SDGsへの対応など、DXと環境問題への取組みを推進した。
- (3) 連合会事務局において業務上取り扱う個人情報についての漏洩の防止を徹底するとともに、組織の信頼性の維持・向上を図るため、事務局における個人情報保護関係規程の整備を行うとともに、一般財団法人日本情報経済社会推進協会より1月10日にプライバシーマークを認定取得した。

### 2. 連合会事業活動と各都道府県会との情報交換・共有基盤構築の検討

政府が進めるマイナンバー利活用推進において、令和6年度にマイナンバーカードを活用した登録手のオンライン化の運用が予定されていることから、都道府県会との会員情報の共有、社労士の属性証明及び国民向けの社労士情報の公開等の基礎となる登録データベースの構築等を行うため、所要の対応を進めた。

### 3. リスクマネジメントに関する事業

リスクマネジメント委員会において、連合会の事業に関するリスクの「洗い出し」及び事業停止時の「影響度の分析・評価」について対応を進めるとともに、連合会でのリスク毎・事業毎の対応方法等について精査を行い、都道府県会と共通するリスクへの対応とその支援に関する検討を開始した。

**組織、会議等**

I. 組織

1. 会員名簿〈別表(4)〉

2. 都道府県会所属個人会員数

内訳 会員区分	令和5年3月31日現在 個人会員数	令和5年度		令和5年度 区分変更者数		令和6年3月31日現在 個人会員数 (前年同日からの増減)
		入会者数	抹消者数	増	減	
開業	24,514	698	710	551	504	24,549 (+35)
法人の社員	3,677	31	27	360	126	3,915 (+238)
勤務等	16,679	1,285	761	650	931	16,922 (+243)
計	44,870	2,014	1,498	1,561	1,561	45,386 (+516)

3. 都道府県会所属法人会員数

令和5年3月31日現在 法人会員数	令和5年度		令和6年3月31日現在 法人会員数 (前年同日からの増減)
	入会法人会員数	解散・廃止法人会員数	
2,688	274	49	2,913 (+225)

## II. 会議

### 1. 総会

- (1) 開催日 令和5年6月30日(金)
- (2) 場所 パレスホテル東京（東京都千代田区）
- (3) 出席代議員数 198人（うち委任状6人）（代議員総数200人）
- (4) 議事

#### ① 審議事項

第1号議案 令和4年度事業報告承認に関する件

第2号議案 令和4年度決算報告及び特別会計（社会保険労務士会館、社会保険労務士試験、紛争解決手続代理業務試験、街角の年金相談センター、中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業（全国センター事業）、中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業（新潟）、企業主導型保育施設への労務監査事業、高度外国人材スペシャリスト業務事業、2022年度JICA国別研修「インドネシア社労士制度実施プロジェクト」事業）決算報告承認に関する件  
(監査報告)

第3号議案 令和5年度事業計画案審議に関する件

第4号議案 令和5年度収入支出予算案及び特別会計（社会保険労務士会館、社会保険労務士試験、紛争解決手続代理業務試験、街角の年金相談センター、中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業（全国センター事業）、中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業（新潟・福井・和歌山）、企業主導型保育施設への労務監査事業）収入支出予算案審議に関する件

第5号議案 役員改選に関する件

#### ② 報告事項

全国社会保険労務士会連合会共済会 令和4年度事業報告及び決算報告並びに令和5年度事業計画及び収入支出予算について

## 2. 理事会・常任理事会

常任理事会・理事会合同会議を1回、理事会を5回、常任理事会を3回開催した。

回次・開催年月日 会場及び出席者	議題
第167回常任理事会 (R 5. 5.30)  東京商工会議所渋谷ホール  大野会長ほか33人	審議事項 第1号議案 令和4年度事業報告(案)について 第2号議案 令和4年度決算報告(案)について (監査報告) 第3号議案 令和5年度事業計画(案)一部修正について 第4号議案 令和5年度収入支出予算(案)一部修正について 第5号議案 令和5年度通常総会付議事項及び運営について  報告事項 (1) 第9次社会保険労務士法改正について (2) 各委員会報告について (3) デジタル化推進の状況について (4) 社労士未来戦略シナリオ2030報告書の会員向けへの公開について (5) 政策提言に向けた意見募集の実施について (6) 国際基準を踏まえた人権尊重への取組みの推進に関する事業について (7) グローバルな課題への対応に関する事業の状況について (8) 厚生労働省等委託事業について (9) その他

<p>第234回理事会 (R 5. 5.31)</p> <p>東京商工会議所渋沢ホール</p> <p>大野会長ほか79人</p>	<p>審議事項</p> <p>第1号議案 令和4年度事業報告(案)について</p> <p>第2号議案 令和4年度決算報告(案)について (監査報告)</p> <p>第3号議案 令和5年度事業計画(案)一部修正について</p> <p>第4号議案 令和5年度収入支出予算(案)一部修正について</p> <p>第5号議案 令和5年度通常総会付議事項及び運営について</p> <p>報告事項</p> <p>(1) 第9次社会保険労務士法改正について</p> <p>(2) 各委員会報告について</p> <p>(3) デジタル化推進の状況について</p> <p>(4) 社労士未来戦略シナリオ2030報告書の会員向けへの公開について</p> <p>(5) 政策提言に向けた意見募集の実施について</p> <p>(6) 国際基準を踏まえた人権尊重への取組みの推進に関する事業について</p> <p>(7) グローバルな課題への対応に関する事業の状況について</p> <p>(8) 厚生労働省等委託事業について</p> <p>(9) その他</p>
<p>第235回理事会 (R 5. 6.29)</p> <p>霞山会館</p> <p>大野会長ほか80人</p>	<p>審議事項</p> <p>第1号議案 令和5年度通常総会について</p>

<p>第236回理事会 (R 5. 6. 30)</p> <p>パレスホテル東京</p> <p>大野会長ほか80人</p>	<p>審議事項</p> <p>第1号議案 副会長及び常任理事等の選任について</p>
<p>第168回常任理事会 (R 5. 9. 4)</p> <p>連合会会議室</p> <p>大野会長ほか33人</p>	<p>審議事項</p> <p>第1号議案 令和5・6年度の委員会体制等について</p> <p>報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 社会保険労務士制度創設55周年記念事業等について</li> <li>(2) デジタル推進の状況について</li> <li>(3) 連合会個人情報保護委員会の検討状況について</li> <li>(4) 連合会におけるプライバシーマーク取得に向けた対応について</li> <li>(5) 諸会議の開催及び運営にかかる基本方針について</li> <li>(6) 内国旅費規程の一部改正について</li> <li>(7) 国際基準を踏まえた人権尊重への取組みの推進に関する事業の状況について</li> <li>(8) グローバルな課題への対応に関する事業の状況について</li> <li>(9) 社会保険労務士総合研究機構の事業の状況について</li> <li>(10) 社労士未来戦略シナリオ2030報告書の今後の展開について</li> <li>(11) 厚生労働省等委託事業について</li> <li>(12) 小規模県会支援について</li> <li>(13) その他</li> </ol>

<p>第237回理事会 (R 5. 9. 5)</p> <p>パレスホテル東京</p> <p>大野会長ほか77人</p>	<p>審議事項 第1号議案 令和5・6年度の委員会体制等について</p> <p>報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 社会保険労務士制度創設55周年記念事業等について</li> <li>(2) デジタル推進の状況について</li> <li>(3) 連合会個人情報保護委員会の検討状況について</li> <li>(4) 連合会におけるプライバシーマーク取得に向けた対応について</li> <li>(5) 諸会議の開催及び運営にかかる基本方針について</li> <li>(6) 内国旅費規程の一部改正について</li> <li>(7) 国際基準を踏まえた人権尊重への取組みの推進に関する事業の状況について</li> <li>(8) グローバルな課題への対応に関する事業の状況について</li> <li>(9) 社会保険労務士総合研究機構の事業の状況について</li> <li>(10) 社労士未来戦略シナリオ2030報告書の今後の展開について</li> <li>(11) 厚生労働省等委託事業について</li> <li>(12) 小規模県会支援について</li> <li>(13) その他</li> </ol>
--	--

<p>第169回常任理事会・ 第238回理事会 合同会議 (R 6. 1. 22)</p> <p>パレスホテル東京</p> <p>大野会長ほか81人</p>	<p>審議事項</p> <p>第1号議案 令和6年度事業計画（案）について 第2号議案 令和6年度収入支出予算（案）について 第3号議案 令和6年度研修計画（案）について</p> <p>報告事項</p> <p>(1) 令和6年能登半島地震に対する対応について (2) 第9次社会保険労務士法改正について (3) 令和4年度業務実績評価について (4) デジタル推進の状況について (5) 国際基準を踏まえた人権尊重への取組みの推進に関する事業の状況について (6) グローバルな課題への対応に関する事業の状況について (7) 社会保険労務士総合研究機構の事業の状況について (8) 社会保険労務士試験事務の運営について (9) 令和6年度広報計画（案）について (10) 厚生労働省等委託事業について (11) 連合会におけるプライバシーマーク取得について (12) その他</p>
--	---

<p>第170回常任理事会 (R 6. 3. 5)</p> <p>連合会会議室等 ※Zoomを使用</p> <p>大野会長ほか37人</p>	<p>審議事項</p> <p>第1号議案 令和6年度事業計画(案)一部修正について</p> <p>第2号議案 令和6年度収入支出予算(案)一部修正について</p> <p>第3号議案 令和6年度社会保険労務士試験事務収入支出予算(案)について</p> <p>第4号議案 令和6年度紛争解決手続代理業務試験事務収入支出予算(案)について</p> <p>第5号議案 連合会理事定数の見直しについて</p> <p>報告事項</p> <p>(1) 第9次社会保険労務士法改正について</p> <p>(2) デジタル推進の状況について</p> <p>(3) 人権尊重への取組みの推進に関する事業の状況について</p> <p>(4) 苦情処理相談窓口要領の一部改正及び苦情処理報告方法の変更について</p> <p>(5) 不適切な情報発信の防止に関する都道府県会への通知について</p> <p>(6) 地域協議会及び都道府県会の研修コンテンツの共有化について</p> <p>(7) 令和6年度・令和7年度「街角の年金相談センター特別会計」収入支出予算について</p> <p>(8) 働き方改革推進に関する事業の状況について</p> <p>(9) 社労士実態調査の実施について</p> <p>(10) 人を大切にする企業と社会の実現に向けた政策提言及び宣言について</p> <p>(11) 社会保険労務士総合研究機構の事業の状況について</p> <p>(12) 令和5年度第2回全国広報担当者会議について</p> <p>(13) 『月刊社労士』における「都道府県会の動向」の刷新について</p> <p>(14) 厚生労働省等委託事業について</p> <p>(15) その他</p>
--	--

<p>第239回理事会 (R 6. 3. 6)</p> <p>ステーションコンファレンス東京</p> <p>大野会長ほか83人</p>	<p>審議事項</p> <p>第1号議案 令和6年度事業計画（案）一部修正について</p> <p>第2号議案 令和6年度収入支出予算（案）一部修正について</p> <p>第3号議案 令和6年度社会保険労務士試験事務収入支出予算（案）について</p> <p>第4号議案 令和6年度紛争解決手続代理業務試験事務収入支出予算（案）について</p> <p>第5号議案 連合会理事定数の見直しについて</p> <p>報告事項</p> <p>(1) 第9次社会保険労務士法改正について</p> <p>(2) デジタル推進の状況について</p> <p>(3) 人権尊重への取組みの推進に関する事業の状況について</p> <p>(4) 苦情処理相談窓口要領の一部改正及び苦情処理報告方法の変更について</p> <p>(5) 不適切な情報発信の防止に関する都道府県会への通知について</p> <p>(6) 地域協議会及び都道府県会の研修コンテンツの共有化について</p> <p>(7) 令和6年度・令和7年度「街角の年金相談センター特別会計」収入支出予算について</p> <p>(8) 働き方改革推進に関する事業の状況について</p> <p>(9) 社労士実態調査の実施について</p> <p>(10) 人を大切にする企業と社会の実現に向けた政策提言及び宣言について</p> <p>(11) 社会保険労務士総合研究機構の事業の状況について</p> <p>(12) 令和5年度第2回全国広報担当者会議について</p> <p>(13) 『月刊社労士』における「都道府県会の動向」の刷新について</p> <p>(14) 厚生労働省等委託事業について</p> <p>(15) その他</p>
---	--

### 3. 正副会長会

正副会長会を13回開催した。

#### 4. 各種の会議等

- (1) 資格審査会（大野実審査会長）を2回開催し、連合会の業務実績評価を行った。
- (2) 綱紀委員会（諏訪康雄委員長）を1回開催し、直近の苦情処理受付状況を確認し、今後の対応について検討を行った。
- (3) 個人情報保護委員会（牧野二郎委員長）を3回開催し、IT-BCP対策の基本方針を策定するとともに、情報セキュリティ監査における指摘事項等、連合会の情報セキュリティ対応について評価・検討を行った。
- (4) 社会保険労務士試験試験科目免除指定講習試験委員会（大野実委員長）を2回開催し、修了試験問題の決定及び成績の認定を行った。
- (5) 大規模自然災害等対策本部（大野実本部長）を2回開催し、令和6年能登半島地震の被災地域への支援に向けた対応等について検討を行った。
- (6) 総務委員会（水戸伸朗委員長）を4月に1回、11月から（埜貴夫委員長）2回開催し、社労士登録のオンライン化に伴う登録制度の変更・改善等に関する検討及び連合会組織における人権デューデリジェンスへの対応について検討等を行った。
- (7) 広報委員会（植田博司委員長）を4回開催し、社労士制度、社労士の業務及び専門性等社労士を知ってもらうための各種広報について検討を行った。社労士のブランド価値向上を図るため、また、連合会、地域協議会及び都道府県会の相互の役割を踏まえた広報活動を展開することとし、令和6年度広報計画を策定した。
- (8) 『月刊社労士』編集部会（伊藤孝仁部会長）を12回開催し、『月刊社労士』について、誌面の刷新、新コーナーの創設について検討し、社労士に向けて連合会及び都道府県会等の取組みをタイムリーに周知するとともに、社労士の実務に関連した企画の充実等について検討を行った。
- (9) 研修委員会（古澤克彦委員長）を5月までに1回開催し、10月から（大津章敬委員長）3回開催し、社労士研修システムの利用促進、研修大綱及び研修の共有化について検討するとともに、令和6年度研修計画を策定し、具体的な研修内容及び実施方法等の検討を行った。
- (10) 業務監察委員会（東海林薫委員長）を2回開催し、全国の業務侵害行為に関する情報把握等の社労士の業域保全に向けた取組みについて検討を行った。
- (11) 倫理委員会（浦山一豊委員長）を2回開催し、苦情処理システムの導入に伴う苦情処理要領の改定に関する検討を行うとともに、近年増加する社労士が関与する助成金不正受給についての分析・注意喚起に関する検討、令和5年度倫理研修テキストの掲載内容等について検討を行った。
- (12) 社会貢献委員会（服部永次委員長）を5月までに1回開催し、10月から（牧山浩之委員長）2回開催し、学校教育事業と労働条件審査の今後の方向性について検討を行った。

- (13) 社労士会労働紛争解決センター推進委員会（大西宗明委員長）を1回開催し、全国45ヶ所に設置されている解決センターの利用促進策及び総合労働相談所とのさらなる連携方法について検討を行った。
- (14) 街角の年金相談センター運営委員会（味園公一委員長）を3回開催し、街角センターの事業実施状況、予算執行状況、日本年金機構への要望事項等に関する事及び年金相談スキルを持った社労士の育成等のための研修の実施方法並びに令和6年度・令和7年度の街角センター及び令和6年度の年金事務所における年金相談窓口等の運營業務（以下「街角センター等運營業務」という。）の契約に向けた日本年金機構への要望事項等について検討を行った。
- (15) 街角の年金相談センター運営部長会議（拡大）を2回開催し、街角の年金相談センター運営委員会における検討結果等を踏まえ、街角センター等運營業務に関する諸課題等について意見交換し、街角センター等運營業務の円滑な運営について協力・連携を図った。
- (16) リスクマネジメント委員会（木村辰幸委員長）を2回開催し、連合会の事業が抱えるリスクの特定及び評価など、当面对応すべき事項等について検討を行った。
- (17) デジタル推進特別委員会（寺田晃委員長）を1回開催し、デジタル・ガバメントへの対応、情報セキュリティの確保及び社労士業務のデジタル推進について検討を行った。
- (18) デジタル・ガバメント対応部会（小泉孝之部会長）を2回開催し、デジタル・ガバメント対応に関する諸課題の解決に向けた検討を行った。
- (19) 情報セキュリティ部会（中島康之部会長）を1回、10月から（机秀明部会長）3回開催し、IT-BCP対策、情報セキュリティの強化、SRPⅡ認証の取得促進及び制度改善に関する検討を行った。
- (20) 社労士業務デジタル推進部会（大西宗明部会長）を2回開催し、法定三帳簿を活用した人的資本経営、マイナ保険証導入に向けた課題について検討を行った。
- (21) 働き方改革推進特別委員会（若林正清委員長）を3回開催し、政策提言、外部関係団体との連携策等の令和3・4年度の活動内容及び今後の展開の取りまとめを行うとともに、令和6年4月から時間外労働の上限規制が施行される医師、建設、運送の3分野に関する働き方改革への対応に向けた研修動画の作成及び社労士の実践的な支援が見える広報について検討を行った。
- (22) 成年後見活動検討委員会（東海林薫委員長）を4月までに1回開催し、10月から成年後見活動検討特別委員会（双田直委員長）を10月から3回開催し、国民向けに成年後見人としての社労士の認知拡大及び利用促進を図るための都道府県会の活動支援に関する検討を行った。
- (23) 業務開発特別委員会（河村卓委員長）を1回開催し、連合会が進める経営労務監査及び保育等の分野の施策、ビジネスと人権に関する施策、社労士業務におけるAIの活用について検討を行った。

- (24) 経営労務監査等推進部会（林智子部会長）を1回開催し、連合会が進める経営労務監査について検討するとともに、「社労士診断認証制度」に関する診断項目の整備及び当該制度を推進するための広報活動、関係団体との連携等についての検討を行った。
- (25) 保育労務監査委託事業運営部会（林利憲部会長）を6回開催し、企業主導型保育施設への労務監査事業の運営にあたって、監査マニュアルや研修の見直し、実施における疑義の検討及び監査報告の分析等を行った。
- (26) 「ビジネスと人権」部会（荒屋理恵部会長）を1回開催し、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」に関する社労士に向けた研修の実施について検討を行った。
- (27) イノベーションAIプロジェクト（河村卓プロジェクトリーダー）を3回開催し、社労士業務におけるAIの活用について検討を行った。
- (28) 国際特別委員会（後藤昭文委員長）を2回開催し、厚生労働省、ILO、ISSA、世界労働専門家協会及びJICA等関係団体やインドネシア、ルーマニア、ベトナム等、各国との一層の連携強化に向けて検討を行った。また、外国人材受入れ支援に関する取組みの実施について検討を行った。
- (29) グローバル特別委員会（河村卓委員長）を1回開催し、厚生労働省、ILO、ISSA、世界労働専門家協会及びJICA等関係団体やインドネシア、ルーマニア、ベトナム等、各国との一層の連携強化に向けて検討を行った。また、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」については研修の構築、外国人材受入れ支援に関しては企業向けオンラインセミナーの実施について検討を行った。
- (30) 社会保険労務士賠償責任保険運営委員会（杉田貴信委員長）を1回開催し、開業社労士及び社労士法人の全員加入に向けた加入促進策及び保険事故の防止策の検討を行った。
- (31) 社会保険労務士総合研究機構運営委員会（河村卓委員長）を4回開催し、政策提言に関するプロセスの確立、政策提言（案）及び新規プロジェクトの設置等について審議した。
- (32) 社労士社会政策研究会運営委員会（飯野正明委員長）を4回開催し、社労士社会政策研究会の実施内容を検討するとともに、社労士研究助成制度における助成審査等を行った。
- (33) 社労士による労働CSR推進プロジェクト（吾郷眞一プロジェクトリーダー）を2回開催し、社労士の労働CSR推進に向けた行動計画に基づく労働CSR実践研修の実施、労働CSRガイドブックの書籍化等の実施内容及び今後の展開について取りまとめた報告書について検討を行った。
- (34) 新しい時代における労使コミュニケーションの活性化研究プロジェクト（首藤若菜プロジェクトリーダー）を1回開催し、働くニーズの複雑化・多様化を踏まえた、社労士による労使コミュニケーション支援の在り方について検討を行った。

- (35) 政策提言実行プロジェクト（大津章敬プロジェクトリーダー）を4回開催し、都道府県会及び社労士に向けて募集した労働・社会保障制度の改善提案を集約し、2023年度政策提言・宣言の取りまとめに向けて検討した。
- (36) 年金・社会保障プロジェクト（木村辰幸プロジェクトリーダー）を1回開催し、政策提言実行プロジェクトにおける検討段階または社会保険労務士総合研究機構運営委員会にて「慎重な検討を要する」と判断した提言テーマ等を中心に年金・社会保障に関する課題について検討を行った。
- (37) 明治大学大学院経営学研究科推薦委員会（寺田晃委員長）を2回開催し、令和6年度の推薦制度における実施内容及び推薦者について審議した。
- (38) 令和4年度本監査及び令和5年度中間監査を実施した。

## 5. 地域協議会等

地域協議会を、北海道・東北地域2回、関東・甲信越地域1回、中部地域2回、近畿地域1回、中国・四国地域1回、九州・沖縄地域1回開催した。また、事務局長会議を、全国会議1回、中部地域1回、中国・四国地域1回、九州・沖縄地域1回開催した。

## 令和5年度個人登録概況

R6.3.31 現在

都道府県別	事項別	令和4年度末 会員数(A)	令和5年度登録関係					令和5年度末会員数 (A) + (B) - (C) + (D)	登録事項 変更者数	
			開業	法人の社員	勤務等	計(B)	登録抹消者数(C)			異動増減(D)
1	北海道	1,320	28	1	25	54	43	5	1,336	105
2	青森県	197	5	0	2	7	7	0	197	10
3	岩手県	215	8	0	1	9	13	-1	210	13
4	宮城県	588	11	0	6	17	20	-3	582	39
5	秋田県	171	3	0	2	5	9	0	167	17
6	山形県	236	3	0	3	6	11	2	233	13
7	福島県	354	3	0	7	10	6	3	361	26
8	茨城県	521	15	0	13	28	16	0	533	28
9	栃木県	385	13	0	6	19	14	2	392	27
10	群馬県	597	8	0	14	22	16	-3	600	36
11	埼玉県	1,969	40	0	59	99	90	6	1,984	143
12	千葉県	1,654	23	0	42	65	69	7	1,657	120
13	東京都	11,602	139	10	478	627	369	-20	11,840	1,069
14	神奈川県	2,809	48	1	81	130	104	4	2,839	230
15	新潟県	548	8	0	9	17	22	0	543	38
16	富山県	311	1	0	12	13	5	-1	318	23
17	石川県	343	3	0	14	17	2	0	358	29
18	福井県	262	1	0	9	10	12	0	260	20
19	山梨県	197	1	0	5	6	6	0	197	10
20	長野県	626	9	0	13	22	37	4	615	44
21	岐阜県	595	4	0	20	24	16	-1	602	43
22	静岡県	1,079	9	3	23	35	32	-2	1,080	81
23	愛知県	2,864	55	4	84	143	88	1	2,920	247
24	三重県	447	5	2	10	17	13	0	451	37
25	滋賀県	397	12	1	13	26	16	-1	406	33
26	京都府	931	22	1	12	35	28	-1	937	87
27	大阪府	4,550	84	4	117	205	141	-3	4,611	388
28	兵庫県	1,798	27	1	41	69	47	5	1,825	140
29	奈良県	345	8	0	10	18	16	1	348	31
30	和歌山県	246	3	0	2	5	9	2	244	16
31	鳥取県	136	4	0	4	8	4	0	140	11
32	島根県	143	0	0	2	2	5	1	141	14
33	岡山県	551	8	0	15	23	21	-4	549	40
34	広島県	847	16	0	20	36	24	-1	858	84
35	山口県	309	5	0	4	9	13	0	305	21
36	徳島県	177	5	0	3	8	7	-1	177	9
37	香川県	287	2	0	7	9	12	0	284	27
38	愛媛県	370	6	0	4	10	12	-2	366	29
39	高知県	195	1	0	2	3	5	-3	190	20
40	福岡県	1,720	26	2	40	68	57	0	1,731	170
41	佐賀県	151	3	0	3	6	5	1	153	12
42	長崎県	203	3	1	4	8	5	-2	204	18
43	熊本県	469	6	0	12	18	17	-1	469	47
44	大分県	273	1	0	9	10	9	0	274	38
45	宮崎県	231	6	0	5	11	7	0	235	21
46	鹿児島県	425	4	0	13	17	11	2	433	46
47	沖縄県	226	3	0	5	8	7	4	231	23
	合計	44,870	698	31	1,285	2,014	1,498	0	45,386	3,773

## 令和5年度法人会員登載概況

R6.3.31 現在

都道府県別	事項別 法人会員数	令和5年度法人登載関係			令和5年度末 法人会員数	令和5年度末法人会員数内訳		登載事項変更数
		入会法人会員数	解散・廃止法人会員数	異動増減		主たる事務所	従たる事務所	
1 北海道	97	4	1	0	100	80	20	16
2 青森県	6	0	0	0	6	5	1	1
3 岩手県	20	0	0	0	20	16	4	3
4 宮城県	42	3	0	0	45	31	14	9
5 秋田県	11	6	0	0	17	12	5	1
6 山形県	12	0	0	0	12	7	5	2
7 福島県	25	2	0	0	27	21	6	5
8 茨城県	37	3	0	0	40	30	10	5
9 栃木県	34	3	0	0	37	31	6	1
10 群馬県	31	7	0	0	38	32	6	1
11 埼玉県	81	8	3	4	90	77	13	24
12 千葉県	69	9	2	-1	75	62	13	15
13 東京都	813	69	13	-1	868	774	94	236
14 神奈川県	126	16	2	0	140	107	33	29
15 新潟県	40	5	0	0	45	40	5	8
16 富山県	18	1	0	0	19	17	2	4
17 石川県	21	1	0	1	23	19	4	5
18 福井県	17	4	0	0	21	20	1	3
19 山梨県	11	0	0	0	11	11	0	2
20 長野県	36	1	1	0	36	30	6	7
21 岐阜県	36	1	1	0	36	27	9	13
22 静岡県	106	7	3	0	110	88	22	25
23 愛知県	176	20	3	-1	192	160	32	58
24 三重県	24	2	1	-1	24	17	7	6
25 滋賀県	16	6	0	0	22	17	5	1
26 京都府	48	8	0	-1	55	48	7	12
27 大阪府	250	27	8	1	270	233	37	71
28 兵庫県	76	14	0	0	90	74	16	13
29 奈良県	15	1	1	0	15	15	0	2
30 和歌山県	8	1	0	0	9	9	0	0
31 鳥取県	3	0	0	0	3	2	1	0
32 島根県	9	0	0	0	9	8	1	0
33 岡山県	25	0	0	0	25	23	2	3
34 広島県	49	9	0	0	58	53	5	9
35 山口県	13	2	0	0	15	15	0	5
36 徳島県	9	0	0	0	9	9	0	1
37 香川県	12	1	0	0	13	12	1	1
38 愛媛県	26	2	1	0	27	21	6	7
39 高知県	8	1	0	0	9	8	1	0
40 福岡県	118	14	5	0	127	100	27	26
41 佐賀県	8	1	1	0	8	6	2	2
42 長崎県	8	2	0	0	10	8	2	4
43 熊本県	28	5	2	-1	30	20	10	9
44 大分県	17	1	0	0	18	15	3	5
45 宮崎県	13	3	0	0	16	13	3	1
46 鹿児島県	24	2	1	0	25	21	4	4
47 沖縄県	16	2	0	0	18	9	9	6
合計	2,688	274	49	0	2,913	2,453	460	661

## 令和5年度紛争解決手続代理業務付記概況

R6.3.31 現在

都道府県別	事項別	令和4年度末 付記数(A)	令和5年度付記関係				令和5年度末付記数 (A) + (B) - (C)	令和5年度末 特定社会保険労務士数	
			開業	法人の社員	勤務等	計(B)			付記抹消者数(C)
1	北海道	481	8	1	4	13	0	494	411
2	青森県	87	1	0	2	3	0	90	76
3	岩手県	95	1	0	3	4	0	99	84
4	宮城県	225	1	1	5	7	0	232	200
5	秋田県	86	1	0	0	1	0	87	70
6	山形県	96	3	0	1	4	0	100	81
7	福島県	118	3	0	2	5	0	123	106
8	茨城県	217	3	0	1	4	0	221	173
9	栃木県	95	2	2	1	5	0	100	93
10	群馬県	184	3	1	3	7	0	191	169
11	埼玉県	785	11	0	6	17	0	802	636
12	千葉県	597	8	0	8	16	0	613	520
13	東京都	4,226	36	7	92	135	0	4,361	3,614
14	神奈川県	1,034	14	0	7	21	0	1,055	839
15	新潟県	209	1	1	3	5	0	214	181
16	富山県	123	0	1	0	1	0	124	104
17	石川県	130	1	0	4	5	0	135	118
18	福井県	120	0	0	2	2	0	122	103
19	山梨県	82	0	1	1	2	0	84	75
20	長野県	260	1	1	5	7	0	267	213
21	岐阜県	231	0	3	1	4	0	235	192
22	静岡県	391	4	2	3	9	0	400	338
23	愛知県	984	19	7	16	42	0	1,026	882
24	三重県	163	1	0	2	3	0	166	135
25	滋賀県	174	3	0	0	3	0	177	134
26	京都府	407	3	0	5	8	0	415	335
27	大阪府	1,536	21	6	20	47	0	1,583	1,299
28	兵庫県	715	11	0	6	17	0	732	589
29	奈良県	130	3	0	0	3	0	133	108
30	和歌山県	96	1	0	0	1	0	97	78
31	鳥取県	63	1	0	0	1	0	64	50
32	島根県	55	0	0	0	0	0	55	47
33	岡山県	207	4	0	1	5	0	212	175
34	広島県	380	5	1	1	7	0	387	310
35	山口県	125	0	0	0	0	0	125	101
36	徳島県	72	0	1	0	1	0	73	58
37	香川県	113	1	0	0	1	0	114	83
38	愛媛県	144	0	0	0	0	0	144	115
39	高知県	92	1	0	1	2	0	94	79
40	福岡県	597	7	0	9	16	0	613	534
41	佐賀県	76	0	0	1	1	0	77	57
42	長崎県	82	0	0	1	1	0	83	64
43	熊本県	201	0	0	0	0	0	201	165
44	大分県	76	1	1	1	3	0	79	71
45	宮崎県	118	2	1	2	5	0	123	101
46	鹿児島県	179	1	1	5	7	0	186	156
47	沖縄県	71	2	0	2	4	0	75	68
	合計	16,728	189	39	227	455	0	17,183	14,190

## 全国社会保険労務士会連合会会員名簿

R6.3.31 現在

都道府県会	会長名	所在地	電話番号
1 北海道社会保険労務士会	東海林 薫	〒064-0804 札幌市中央区南4条西11丁目 サニー南四条ビル2F	011-520-1951
2 青森県社会保険労務士会	葛西 一美	〒030-0802 青森市本町5-5-6 青森県社会保険労務士会館	017-773-5179
3 岩手県社会保険労務士会	田口 齐	〒020-0821 盛岡市山王町1-1	019-651-2373
4 宮城県社会保険労務士会	星 孝夫	〒980-0014 仙台市青葉区本町1-9-5 五城ビル4F	022-223-0573
5 秋田県社会保険労務士会	舘岡 睦彦	〒010-0921 秋田市大町3-2-44 大町ビル3F	018-863-1777
6 山形県社会保険労務士会	浦山 一豊	〒990-0039 山形市香澄町3-2-1 山交ビル8F	023-631-2959
7 福島県社会保険労務士会	吉田 昌樹	〒960-8252 福島市御山字三本松19-3 第2信夫プラザ2F	024-535-4430
8 茨城県社会保険労務士会	木村 薫	〒311-4152 水戸市河和田1-2470-2	029-350-4864
9 栃木県社会保険労務士会	田邊 勇輝	〒320-0851 宇都宮市鶴田町3492-46 栃木県社会保険労務士会館	028-647-2028
10 群馬県社会保険労務士会	富岡 政明	〒371-0846 前橋市元総社町528-9 群馬県社会保険労務士会館	027-253-5621
11 埼玉県社会保険労務士会	澤田 裕二	〒330-0063 さいたま市浦和区高砂1-1-1 朝日生命浦和ビル7F	048-826-4864
12 千葉県社会保険労務士会	大味 実枝子	〒260-0015 千葉市中央区富士見2-7-5 富士見ハイネスビル7F	043-223-6002
13 東京都社会保険労務士会	寺田 晃	〒101-0062 千代田区神田駿河台4-6 御茶ノ水ソラシティ アカデミア4F	03-5289-0751
14 神奈川県社会保険労務士会	中屋 裕仁	〒231-0016 横浜市中区真砂町4-43 木下商事ビル4F	045-640-0245
15 新潟県社会保険労務士会	水戸 伸朗	〒950-0087 新潟市中央区東大通2-3-26 プレイス新潟1F	025-250-7759
16 富山県社会保険労務士会	山下 誠	〒930-0018 富山市千歳町1-6-18 河口ビル2F	076-441-0432
17 石川県社会保険労務士会	村上 正雄	〒921-8002 金沢市玉銚2-502 TRUSTY BUILDING 2F	076-291-5411
18 福井県社会保険労務士会	齊藤 洋一	〒910-0005 福井市大手3-7-1 織協ビル7F	0776-21-8157
19 山梨県社会保険労務士会	相田 敏夫	〒400-0805 甲府市酒折1-1-11 日星ビル2F	055-244-6064
20 長野県社会保険労務士会	伊東 優	〒380-0935 長野市中御所1-16-11 鈴正ビル3F	026-223-0811
21 岐阜県社会保険労務士会	北川 由幸	〒500-8382 岐阜市藪田東2-11-11	058-272-2470
22 静岡県社会保険労務士会	高妻 理愛	〒420-0833 静岡市葵区東鷹匠町9-2	054-249-1100
23 愛知県社会保険労務士会	杉田 貴信	〒456-0032 名古屋市熱田区三本松町3-1 社会保険労務士会館	052-889-2800
24 三重県社会保険労務士会	岡寄 佳男	〒514-0002 津市島崎町255	059-228-4994
25 滋賀県社会保険労務士会	古川 政明	〒520-0806 大津市打出浜2-1 「コラボしが21」6F	077-526-3760
26 京都府社会保険労務士会	中村 幸弘	〒602-0939 京都市上京区今出川通新町西入弁財天町332	075-417-1881
27 大阪府社会保険労務士会	大西 宗明	〒530-0043 大阪市北区天満2-1-30 大阪府社会保険労務士会館	06-4800-8188
28 兵庫県社会保険労務士会	牧山 浩之	〒650-0011 神戸市中央区下山手通7-10-4 兵庫県社会保険労務士会館	078-360-4864
29 奈良県社会保険労務士会	服部 永次	〒630-8325 奈良市西木辻町343-1 奈良県社会保険労務士会館	0742-23-6070
30 和歌山県社会保険労務士会	小栗 知子	〒640-8317 和歌山市北出島1-5-46 和歌山県労働センター1F	073-425-6584
31 鳥取県社会保険労務士会	藤田 誠	〒680-0845 鳥取市富安1-152 SGビル4F	0857-26-0835
32 島根県社会保険労務士会	坂根 親雄	〒690-0886 松江市母衣町55-2 島根県教育会館3F	0852-26-0402
33 岡山県社会保険労務士会	双田 直	〒700-0815 岡山市北区野田屋町2-11-13 旧岡山あおば生命ビル7階	086-226-0164
34 広島県社会保険労務士会	横手 裕康	〒730-0015 広島市中区橋本町10-10 広島インテスビル5F	082-212-4481
35 山口県社会保険労務士会	宇佐美 理世	〒753-0074 山口市中央4-5-16 山口県商工会館2F	083-923-1720
36 徳島県社会保険労務士会	土橋 秀美	〒770-0865 徳島市南末広町5-8-8 徳島経済産業会館(KIZUNA プラザ)2F	088-654-7777
37 香川県社会保険労務士会	植田 博司	〒760-0006 高松市亀岡町1-60 エスアールビル4F	087-862-1040
38 愛媛県社会保険労務士会	中井 康策	〒790-0813 松山市萱町4-6-3	089-907-4864
39 高知県社会保険労務士会	秋山 直也	〒781-8010 高知市棧橋通2-8-20 モリタビル2F	088-833-1151
40 福岡県社会保険労務士会	後藤 昭文	〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-5-28 博多偕成ビル3F 301号	092-414-8775
41 佐賀県社会保険労務士会	山口 又一郎	〒840-0826 佐賀市白山2丁目1-12 佐賀商工ビル4F	0952-26-3946
42 長崎県社会保険労務士会	中島 政博	〒850-0027 長崎市桶屋町50-1 杉本ビル3FB	095-821-4454
43 熊本県社会保険労務士会	松田 哲也	〒860-0041 熊本市中央区細工町4-30-1 扇寿ビル5F A	096-324-1124
44 大分県社会保険労務士会	塙 貴夫	〒870-0021 大分市府内町1-6-21 山王ファーストビル3F	097-536-5437
45 宮崎県社会保険労務士会	川越 雄一	〒880-0878 宮崎市大和町83-2 鯨島ビル1F	0985-20-8160
46 鹿児島県社会保険労務士会	三輪 全子	〒890-0064 鹿児島市鴨池新町6-6 鴨池南国ビル11階	099-257-4827
47 沖縄県社会保険労務士会	新垣 明	〒900-0016 那覇市前島2-12-12 セントラルコーポ兼陽205号室	098-863-3180
全国社会保険労務士会連合会	大野 実	〒103-8346 中央区日本橋本石町3-2-12 社会保険労務士会館	03-6225-4864

別表(5)- 1

## 令和5年度社会保険労務士賠償責任保険加入状況（開業・法人社員）

R6. 3. 31現在

都道府県名	加入者数	加入率	都道府県名	加入者数	加入率	都道府県名	加入者数	加入率
北海道	604	62.3%	石川県	193	83.9%	岡山県	261	73.9%
青森県	127	77.9%	福井県	110	56.1%	広島県	431	62.0%
岩手県	132	82.5%	山梨県	82	52.9%	山口県	153	67.4%
宮城県	277	67.6%	長野県	258	60.8%	徳島県	94	70.1%
秋田県	113	83.1%	岐阜県	285	74.6%	香川県	139	64.1%
山形県	152	83.5%	静岡県	619	81.7%	愛媛県	190	67.9%
福島県	221	74.4%	愛知県	1,207	64.2%	高知県	73	56.2%
茨城県	299	71.2%	三重県	226	75.8%	福岡県	795	69.1%
栃木県	174	55.1%	滋賀県	240	84.8%	佐賀県	82	71.3%
群馬県	261	65.7%	京都府	544	78.7%	長崎県	92	69.7%
埼玉県	957	68.4%	大阪府	1,662	62.7%	熊本県	258	77.0%
千葉県	715	60.5%	兵庫県	902	70.4%	大分県	167	81.9%
東京都	3,262	58.9%	奈良県	172	71.1%	宮崎県	164	86.3%
神奈川県	1,135	63.0%	和歌山県	129	68.3%	鹿児島県	233	76.6%
新潟県	274	70.1%	鳥取県	89	83.2%	沖縄県	130	77.4%
富山県	156	76.5%	島根県	84	85.7%			
計 18,923人、加入率（全国） 66.5%								

## 令和5年度社会保険労務士賠償責任保険加入状況（勤務等）

R6.3.31現在

都道府県名	加入者数	都道府県名	加入者数	都道府県名	加入者数
北海道	1	石川県	0	岡山県	14
青森県	0	福井県	0	広島県	0
岩手県	0	山梨県	0	山口県	3
宮城県	0	長野県	3	徳島県	0
秋田県	0	岐阜県	0	香川県	3
山形県	1	静岡県	1	愛媛県	4
福島県	0	愛知県	3	高知県	1
茨城県	3	三重県	0	福岡県	30
栃木県	0	滋賀県	1	佐賀県	0
群馬県	7	京都府	4	長崎県	0
埼玉県	7	大阪府	81	熊本県	9
千葉県	2	兵庫県	5	大分県	1
東京都	47	奈良県	0	宮崎県	1
神奈川県	8	和歌山県	1	鹿児島県	2
新潟県	4	鳥取県	1	沖縄県	11
富山県	1	島根県	0		
計260人					